

鳥取県立武道館管理業務委託仕様書

この仕様書は、鳥取県立武道館の管理業務等を実施するための仕様を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるものとする。

I 管理業務に関する事項

1 基本的事項

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (4) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (5) 県と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

2 施設の受付・案内等

- (1) 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。
- (2) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を県へ随時報告すること。

3 施設利用の受付・許可等

(1) 専用利用の場合

ア 年間利用調整会議

各武道競技団体、高等学校体育連盟、中学校体育連盟等を対象に、毎年2月までにその翌年度に係る利用の調整会議を行う。

イ 年間利用調整会議後の受付

利用区分	受付方法
大規模利用時（武道大会、イベント等）	随時受付
研修会・会議	利用月3ヶ月前から受付
その他の利用（武道大会等）	利用月1ヶ月前から受付

(2) 一般利用の場合

利用日当日の受付

(3) 県の使用

県が各種大会等で施設を利用する場合にあっては、(1)の受付期間前であっても受け付けること。

(4) 県立施設予約システムの取扱

ア 県では県立施設における利用者の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立施設予約システム（以下「予約システム」という。）を導入しており、指定管理者は予約システムを利用して予約業務を行うこと。

イ 指定管理者は、予約システムを適正に利用するとともに、システム上の異常、不具合等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課に連絡すること。

ウ 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。

ただし、帳票のカスタマイズ等については指定管理者の負担において実施すること。

(5) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(6) キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、入館料、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

(7) 利用許可に係る事務は迅速に行うこと。

(8) 鳥取県立武道館の利用の許可に当たっては、利用申込書において、鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。

(9) 指定管理者は、施設の利用に係る利用料金を徴収すること。

(10) 利用の許可、利用料金の徴収並びに返還方法については、指定管理者において定め、県へあらかじめ提出すること。

(11) 前管理者が受けた利用申し込み等

ア 前管理者が受けた令和6年4月1日以降の利用申込みは、指定管理者が誠意をもって引き継ぐこと。

イ アに係る前納の利用料金は、利用者が支払った時点の「管理者」へ支払われたものではなく、公の施設の利用の対価として支払われたものであるため、前納の利用料金がある場合は、県が予算措置を行ったうえで、指定管理者へ引き継ぐものとする。

ウ 令和6年3月31日以前の利用に係る未納の利用料金については、施設の利用が行われた時点の管理者の未収金であり、前管理者が対応すること。

エ 令和6年4月1日以降に指定管理者が利用料金を値下げすることに伴い、前納の利用料金から「返還」が生じる場合は、利用者に対する有利な遡及であり、指定管理者はその差額を当該利用者へ返還すること。ただし、指定管理者が利用料金の値上げすることに伴う追加徴収はできないこと。

オ アからエまでの取扱いは、次期指定管理者への引継においても同様であること。この場合において、イ中「県が予算措置を行ったうえで、」は、削除して適用すること。

4 施設・設備の貸出等

(1) 利用者が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行うこと。

(2) 付属設備、備品の準備及び使用方法と注意事項の説明等を行うこと。

5 自動販売機等の設置

(1) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

(2) 留意事項

ア 現在の設置場所及び台数は、資料8「行政財産の目的外使用許可の状況」のとおりである。追加設置に当たっては、武道館の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で設置すること。

イ 設置に当たっては、次の点を要件とする。

(ア) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。

(イ) 青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しないこと。

(ウ) ゲーム機類は、設置しないこと。

ウ 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

エ ウの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約

の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

オ ただし、資料8「行政財産の目的外使用許可の状況」記載の現在設置している自動販売機等のうち、その設置許可に係る期間が指定管理者の指定の期間と重なるときは、原則として、その重なる期間中は、現在の設置者が当該重なる期間中に負う当該自動販売機等の設置に係る使用料の額と同額を指定管理者に納入させることを条件として、現在の設置者へ再委託すること。

6 県が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可（行政財産の目的外使用許可）は、県がその許可事務を直接行うため、当該申請があれば速やかに県に連絡すること。

（例示）

（ア）電気、水道、ガス事業等の用に供する線路等

（イ）利用者の利便に供するもの以外のもの

なお、現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、資料8「行政財産の目的外使用許可の状況」のとおりである。

7 県内発注

委託業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事を発注する場合は、原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事を県外事業者に発注する必要が生じた場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

8 武道の普及振興

武道教室等の武道の普及振興に係る事業を実施すること。

（令和4年度年度のスポーツ教室の実績は、資料1のとおり）

9 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組を行うとともに、障がい者スポーツの普及振興に係る事業を実施すること。

10 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

- （1）障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。
- （2）障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

11 事故が発生した場合の報告及び公表

- （1）指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

- （2）指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。
- （3）指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に

報告し、その指示を仰ぐこと。

1.2 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合い見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

1.3 緊急時の対応

- (1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。
- (2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、鳥取県立武道館施設の使用について県の指示に従わなければならない。
 - ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、鳥取県立武道館を閉館し、又は、住民の避難、救護若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
 - イ 鳥取県立武道館について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
 - ウ 鳥取県立武道館について、米子市から、米子市地域防災計画に基づく住民の避難、救護又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- (4) (3)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (5) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために鳥取県立武道館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

1.4 J-A L E R T（全国瞬時警報システム）の取扱い

- (1) 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-A L E R Tを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。
- (2) 指定管理者は次のとおり維持運用を行うこと。
 - ア 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、従業員に対して周知に努めること。
 - イ J-A L E R Tを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。

1 5 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働関係諸法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 館長相当職（常勤職員）を1名配置すること。
- (3) 受付業務には、常時1名以上配置すること。
- (4) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。
- (5) 法令等により配置が義務づけられている技術者として、次の資格を有する者を1名以上配置すること。
 - ア 防火管理者（正職員）
 - イ 電気主任技術者（委託可）
- (6) 開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、会計事務に精通し、適切かつ迅速な利用料金の収受と、収受した利用料金の適切な管理を行うことができる者を、事務室に常時1名以上配置すること。
- (7) 利用者の求めに応じて、トレーニング等に関する的確な助言や指導を行うとともに、スポーツ事故が発生した時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導員を1名以上配置すること。
- (8) AED（自動体外式除細動器）の取扱い
 - ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを配置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理を行うこと。
 - イ 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。
 - (1) AEDを常時使用できるよう最低年1回定期点検すること。
 - (2) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。
 - ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。
- (9) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある2人以上の者（役員に準ずる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
 - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
 - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事へ報告すること。
 - ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

1 6 収支状況の管理

- (1) 試算表の作成
毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成すること。
- (2) 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存
収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、5年間保存すること。

1 7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 事業計画書の提出
指定管理者は毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。
- (2) 業務報告書の提出
事業の実施状況について、次の内容の月報を作成し、その翌月15日までに県へ報告す

ること。

- ア 利用者数、利用料金及び減免の実績
- イ 利用促進策の実施状況
- ウ 収支状況
- エ 再委託・工事発注の状況
- オ 管理体制
- カ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況
- キ 会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果
- ク その他、必要な事項

(3) 事業報告書の提出

以下の内容を作成し、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を県へ提出すること。なお、必要に応じ、次の内容以外について報告を求めることがある。

- ア 管理運営の体制（職員に係る雇用条件、労働状況を含む。）
- イ 管理の業務の実施状況
- ウ 利用者数の実績
- エ 利用料金の収入の状況
- オ 管理に係る経費の収支状況

1.8 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了、指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

1.9 ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、鳥取県立武道館において新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること

II 保守管理に関する事項

指定管理者が行う特記すべき最低限の保守管理業務は次のとおり。

1 清掃（別添1-1「清掃作業仕様書」のとおり）

(1) 日常清掃

1日を単位にして行う清掃業務をいう。

(2) 定期清掃

1月を単位にして月1～6回行う清掃作業をいう。

(3) 補足

道場等の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施企第2号文部科学省通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」（別添2）に従って行うこと。

2 駐車場

ゴミ拾いなど清掃を行い、美観の維持に努めること。

3 除雪作業

積雪により利用者が駐車場及びスロープが利用できない時など、必要に応じて除雪作業を行うこと。

4 喫煙スペース

喫煙できるスペースは、館外に灰皿を設置している場所のみとする。
なお、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、受動喫煙の防止に努めること。

5 消防

消防法の規定に従い、点検をすること。
別添3「消防用防災設備仕様書」のとおり。

6 電気設備

電気事業法に基づく保安規程に従って電気設備の点検をすること。
別添4「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」

7 警備

- (1) 火災に対する適切な対応を図ること。
 - ア 火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置
 - イ 消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡
- (2) 防犯に対する適切な対応を図ること。

人的警備（開館時）と機械警備システムを利用して24時間警備（休館日を含む）を行うこと。

 - ア 警備委託（別添5「警備業務仕様書」のとおり）
 - イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置
 - ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡
- (3) 休館日及び閉館時間においても適切な対応を図ること。

8 その他の保守点検

エレベーター（別添6「エレベーター保守点検作業仕様書」のとおり）
機械設備等（別添7「機械設備等保守点検業務仕様概要」のとおり）
自動扉（別添8「自動扉点検仕様書」のとおり）
ゴミ収集（別添9「不燃物・可燃物回収業務仕様書」のとおり）

9 保険

公益財団法人日本体育施設協会が取りまとめている「スポーツファシリティーズ保険」への加入は、指定管理者が行うこと。

なお、以下に現行の保険内容を示すが、同等以上の条件の保険に加入すること。

- (1) 施設所有（管理）者賠償責任保険
 - ア 対人1億円／1事故3億円
 - イ 対物1事故1億円
 - ウ 人格権侵害50万円／1事故1千万円
 - (2) スポーツ災害補償保険（被災者1名につき）
 - ア 死亡・後遺障害補償保険金額 200万円
 - イ 医療保障保険金 日額2,500円
- ※令和4年度保険料実績261,290円

10 備品の管理

- (1) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (2) 指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還すること。
- (3) (2)により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。
- (4) 県が貸与した備品及び県が指定管理料による購入を指示した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は、指定管理者の所有に帰属するものであること。

※ 備品とは、性質、形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上の物品をいう。

1.1 リース契約

- (1) 指定管理者は、前管理者がリース契約をし、指定管理期間開始後もリース契約に残存期間のある物件について、原則として、当該契約を引き継ぐこと。
- (2) (1)の物件について、指定管理者において不用品がある場合については、指定管理者の責において契約を打ち切ることができるが、その際に発生する違約金等は指定管理者が負担すること。
- (3) 指定管理期間中に新たに締結するリース契約の期間は、指定管理期間を超えることができないこと。

1.2 修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を適正な利用に供するよう日常的に保守点検を行い、施設等の保全に努めること。

また、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急処置を行うとともに、発注1件当たり50万円未満の修繕にあつては指定管理者の負担により行い、それ以外のものは県の負担により行うこと。

修繕する内容については、指定管理者が、修繕が必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、指定管理者は県の指示により修繕を行うこと。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

1.3 関係書類の整備

保守管理に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後5年間は保管するものとする。

【資料1】 武道教室等の実施状況

①武道系の教室（ワークショップ）

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
柔道 年長・ 小学生1 (水曜日)	年長 小学生	378	4	40	R4.4～ R5.3	施設職員	年長1,500 小学生1,500
柔道 年長・ 小学生2 (金曜日)	年長 小学生	363	4	40	〃	施設職員	年長1,500 小学生1,500
柔道 中学生以上1 (水曜日)	中学生 高校生 学生 一般	289	4	40	〃	施設職員	中学生1,500 高校生2,250 学生・一般 3,000
柔道 中学生以上2 (金曜日)	中学生 高校生 学生 一般	202	4	40	〃	施設職員	中学生1,500 高校生2,250 学生・一般 3,000
剣道 初心者1 (水曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	65	4	40	〃	施設職員	幼児1,500 小学生1,500 中学生1,500 高校生2,250 学生・一般 3,000
剣道 初心者2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	136	4	40	R4.4～ R5.3	施設職員	幼児1,500 小学生1,500 中学生1,500 高校生2,250 学生・一般 3,000
剣道 経験者1 (水曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	400	4	40	〃	施設職員	小学生1,500 中学生1,500 高校生2,250 学生・一般 3,000
剣道 経験者2 (金曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	706	4	40	〃	施設職員	小学生1,500 中学生1,500 高校生2,250 学生・一般 3,000

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
弓道 未経験者 1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	1 1 8	4	4 0	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
弓道 未経験者 2 (木曜日)	一般	2 0	4	4 0	〃	施設職員	一般 3,000
弓道 経験者 1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	3 2 8	4	4 0	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
弓道 経験者 2 (木曜日)	一般	2 8 2	4	4 0	〃	施設職員	一般 3,000
弓道 未経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	8 8	4	4 0	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
弓道 経験者 3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	3 1 3	4	4 0	〃	施設職員	中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
空手道 初心者 (月曜日)	年長 小学生	6 4 7	4	4 0	〃	外部講師	幼児 1,500 小学生 1,500
空手道 中級者 (月曜日)	小学生 中学生	5 4 3	4	4 0	R 4. 4 ~ R 5. 3	外部講師	小学生 1,500 中学生 1,500
なぎなた 1 (火曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 3 6	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
なぎなた 2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 8 2	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
銃剣道 1 (月曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 3 4	4	4 0	〃	施設職員	小学生・中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
銃剣道 2 (木曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	1 3 5	4	4 0	〃	施設職員	小学生・中学生 1,500 高校生 2,250 学生・一般 3,000
相撲 1 (月曜日)	小学生 中学生	8 0	4	4 0	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500
相撲 2 (土曜日)	小学生 中学生	1 3 4	4	4 0	〃	施設職員	小学生 1,500 中学生 1,500
カンフー体操 1 初心者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	5 9 6	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 1,500
カンフー体操 2 経験者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	4 6 8	4	4 0	〃	外部講師	中学生以下 1,500

②運動・健康づくりの教室（ワークショップ）

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
ストレッチ・ トレーニング 一般 1 (火曜日)	一般	3 1 0	4	4 0	R 3. 4 ~ R 4. 3	施設職員	一般 4,000
ストレッチ・ トレーニング 一般 2 (木曜日)	一般	4 5 8	4	4 0	〃	施設職員	一般 4,000
ゆったり運動 (木曜日)	一般	1 6 4	4	4 0	〃	施設職員	一般 4,000

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
のびのび運動 (木曜日)	年中 年長 小学 1,2年	577	4	40	〃	施設職員	年中・年長 2,000 小学生 2,000

③道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室 (クリニック)

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
弓道 クリニック	中学生 高校生 学生 一般	12	1	R5.3.21	施設職員	1人500

④短期開催型の武道 (スポーツ) 教室

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
小学生 スポーツ 体操・体育合宿	小学生	23	1	R4.8.3～ R4.8.5	施設職員 外部講師	1人6,000
剣道教室合宿	小学生 中学生	26	1	R4.9.17～ R4.9.18	施設職員 外部講師	1人2,000

(2) イベント実施状況

●主催事業

①武道合同体験会 (フリーマーケットは中止)

目的：各種武道を実施することにより、武道に親しみ、理解と興味を深め、県内の武道人口拡大を目的とする。また、県民一人ひとりが体力や年齢に応じ武道・スポーツに親しむことで、健康で明るい生活を営むことができることを目指す。

実施内容：各武道団体(10団体)で体験ブースをつくり、いろいろな武道を体験してもらおう(同時に開催予定していたフリーマーケットは感染防止対策のため中止)。

実施時期：R5.3.18

収入：体験会は無料、フリーマーケットは中止のため無し

参加人数：合計300人

②空手道教室昇級審査

目的：鳥取県立武道館空手道教室に参加する生徒を対象に、審査による昇級によって、参加者のモチベーション、技術等の向上を目的とする。

実施内容：外部から審査委員を招いて、昇級審査を1期につき1回、合計年間4回計画し、4回実施した。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため審査委員はマスク着用、受審者も審査中以外はマスク着用を徹底して実施した。

実施時期：第1回 R4.6.20 34人受審
第2回 R4.9.12 15人受審
第3回 R4.12.12 16人受審
第4回 R5.3.13 12人受審

参加人数：合計77人

収入：受審者1人につき500円×77人=38,500円

③ローソンカップ小学生柔道大会

目的：鳥取県内の小学生を対象に、競技力の向上、正しい技術の習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全育成を図る。

実施内容：小学1年生から4年生までは学年別の男女混合、小学校5年生・6年生男子は学年別男子の部、小学校5・6年生は合同で女子の部として、7部門の個人戦を行った。

実施時期：R4.9.11

収入：1人500円×109名=54,500円

参加人数：選手109人

④ローソンカップ小学生剣道大会

目的：鳥取県の小学生・幼児（年長）を対象に、基本を主眼として、剣道の正しい技術習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全な育成を図る。

実施内容：新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、出場チームを低学年、高学年の各部門1団体につき1チームまでに制限し、5人の団体戦を行った。全日本剣道連盟ガイドラインにのっとり、選手もマスク着用で大会を実施した。

実施時期：R4.12.18

収 入：低学年の部 1チーム（6名（補員含））3,000円×16チーム
高学年の部 1チーム（6名（補員含））3,000円×20チーム
※1チーム6名×1人500円として算出

参加人数：選手178名

⑤鳥取県立武道館鏡開き式

目 的：年頭にあたり、1年の武道の上達、心身の発達を願い、武道の修業始めとして演武・競技紹介および稽古会を行い、武道の普及・発展・振興を目的とする。

実施内容：参加競技団体による演武・競技紹介、書道パフォーマンスは感染対策により中止、参加者による初稽古会のみ実施した。

実施時期：R5.1.8

収 入：参加料無料

参加人数：170人

●公益財団法人日本武道館共催事業

鳥取県公立武道館協議会（鳥取県立武道館他13施設加盟）と公益財団法人日本武道館との共催により、中央から全国トップレベルの指導者を派遣いただき、武道・普及振興のための「地方青少年武道錬成大会」、「地域社会武道指導者研修会」を実施するもの。

⑥令和4年度鳥取県（鳥取市）地方青少年相撲錬成大会

目 的：青少年錬成を通して健全育成を目指し、相撲の基本動作と技術を正しく身に付けることにより向上と発展に寄与する。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による県内中高生への実践指導基本練習、四股、すり足などの実技稽古等を行った。

実施時期：R4.6.17～19（会場：鳥取城北高校相撲場）

収 入：参加料無料

参加人数：37人

⑦令和4年度鳥取県（米子市）地方青少年銃剣道錬成大会

目 的：小学生・中学生・高校生を対象に、基本錬成を主眼とする銃剣道錬成大会を開催し、銃剣道の正しい指導のもとに、心身の練磨と相互の親睦を図り、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による中国地区から参加した小学生、中学生、高校生への基本技、応用技などの反復錬成と試合稽古や講義を行った。

実施時期：R4.7.16～18（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：24人

⑧令和4年度鳥取県（米子市）地域社会弓道指導者研修会

目的：研修にて修練の目標をたて、正しき技術力を得ることを目指し、技術錬磨はもとより更なる指導力の強化を図り、後の修練・育成に生かすことを目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による射技及び体配指導。射技研修、持的射礼、一つの射礼等の射礼研修等による指導法や指導力向上の実践稽古を行った。

実施時期：R4.11.19～21（会場：鳥取県立武道館）

収入：参加料無料

参加人数：27人

⑨令和4年度鳥取県（米子市）地域社会銃剣道指導者研修会

目的：指導者の技量向上と指導力の向上に資すると共に、初心者に対して銃剣道指導及び安全な指導の習得を目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による基本技・応じ技・応用技、形の指導。初心者に対しての基本技、安全な指導法等の習得を実践。

実施時期：R4.12.3～5

収入：参加料無料

参加人数：18人

【資料2】

○鳥取県立武道館の利用料金

令和元年9月27日
鳥取県告示第261号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立武道館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第176号(鳥取県立武道館の利用料金について)は、令和元年9月30日限り廃止する。

1 利用料金

(1) 武道館利用料

区分				単位	金額	
一般利用	一般			1人1回につき	150円	
				1人1月につき	1,620円	
				1人6月につき	7,120円	
				回数券11枚につき	1,520円	
専用利用	主道場	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	全面1時間につき	1,830円	
				2分の1面1時間につき	910円	
				3分の1面1時間につき	610円	
				4分の1面1時間につき	400円	
				6分の1面1時間につき	300円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	3,660円
		営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	20,370円
					入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき
		小道場(1)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円
					2分の1面1時間につき	200円
	入場料等を徴収するとき。				全面1時間につき	1,010円
	営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	5,090円	
				入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,140円
	小道場(2)	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	500円	
				2分の1面1時間につき	200円	
入場料等を徴収するとき。				全面1時間につき	1,010円	
営利を目的とする場合		入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	5,090円		
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	8,140円	
弓道場	近的		全面1時間につき	610円		
			2分の1面1時間につき	300円		
	遠的		全面1時間につき	610円		
			2分の1面1時間につき	300円		

	相撲場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	710円
			入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,420円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	5,090円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	8,140円	
研修室(1)				1時間につき	350円
研修室(2)				1時間につき	350円
研修室(3)				1時間につき	100円
会議室				1時間につき	760円
放送室				1時間につき	300円
師範室及び控室				1時間につき	100円
エントランス・ホワイエ(50m ² あたり)				1時間につき	50円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(2)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 3 主道場、小道場、弓道場又は相撲場を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの利用料の額は、この表に定める利用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
 - (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

(2) 設備利用料

ア 武道設備利用料

区分	単位	金額
武道タイマー(柔道用)	1台1回につき	250円
的前審判用表示器(弓道用)	一式1回につき	150円
試合用マット(空手用)	一式1回につき	200円
風呂(相撲場)	1回につき	1,010円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
シャワー	1回につき	50円
試合用設備一式(柔道・空手道)	一式1回につき	200円
試合用設備一式(剣道・なぎなた・銃剣道)	一式1回につき	100円
空手用タイマー(モルテン)	一式1回につき	50円
液晶プロジェクター	一式1回につき	1,010円
長机	1脚につき	20円
折りたたみ椅子	1脚につき	10円
ワイヤレスアンプ(マイク1本含む。)	1台1回につき	1,010円

マイク	2本目から1本1回につき	200円
電子ポット	1台1回につき	50円
スクリーン	2台目から1台1回につき	200円
ドラムコード(延長コード)	1台1回につき	100円
ストップウォッチ	1個1回につき	50円
電子笛	1個1回につき	50円
イベントパネル(パーティーション)	1枚1回につき	50円
DVDプレーヤー	1台1回につき	1,010円
体重計	1台1回につき	200円
ホワイトボード	2枚目から1台1回につき	100円

ウ 冷暖房利用料

区分		金額(1時間につき)	
		冷房	暖房
主道場	全面	4,880円	4,370円
	2分の1面	2,440円	2,240円
主道場観覧席	全面	610円	500円
小道場(1)	全面	1,930円	1,520円
小道場(2)	全面	1,930円	1,520円
相撲場	全面	1,320円	910円
弓道場(床暖房)	近的		400円
	遠的		200円
会議室		250円	250円
研修室(1)		100円	100円
研修室(2)		100円	100円
研修室(3)		40円	40円
師範室及び控室		50円	50円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

【資料3】鳥取県立武道館利用料減免基準

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

減免事由	減免率
施設利用料	
<p>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事から別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料またはこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき（県内のものに限る）。</p>	
<p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。</p>	10/10
<p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。</p>	10/10
<p>ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。</p>	10/10
<p>エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。</p>	10/10
<p>オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。</p>	
<p>（ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p>	10/10
<p>（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p>	10/10
<p>（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）</p>	10/10
<p>2 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。</p>	
<p>ア 全県の生徒を対象とする場合</p>	10/10
<p>イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合</p>	1/2

<p>3 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が社会参加の目的で利用するとき。</p>	
<p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。</p>	10 / 10
<p>イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。</p>	10 / 10
<p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。</p>	10 / 10
<p>エ 知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者が一般利用するとき。</p>	
<p>（ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者</p>	10 / 10
<p>（イ）児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者</p>	10 / 10
<p>（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいをもつ者）</p>	10 / 10
<p>オ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。</p>	10 / 10
<p>カ 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。</p>	10 / 10
<p>キ ア～カの介護者（障がい者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。</p>	10 / 10
<p>ク 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者1名）が専用利用する場合で、障がい者等の社会参加を促進すると認められるとき。</p>	
<p>（ア）利用者のうち、1 / 2以上が障がい者等の場合</p>	10 / 10
<p>（イ）利用者のうち、1 / 2未満が障がい者等の場合</p>	1 / 2
<p>4 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。</p>	10 / 10
<p>（全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）</p>	
<p>5 70歳以上の者が社会参加の目的で利用するとき。</p>	
<p>ア 70歳以上の者が一般利用するとき。</p>	10 / 10

イ 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	
(ア) 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	10/10
(イ) 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	1/2
6 要介護者など及びその介護者が社会参加の目的で利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。	10/10
イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が専用利用するとき。	
(ア) 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
(イ) 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
7 幼児、児童、生徒又は学生が一般利用するとき。	10/10
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
9 とっとり県民の日（9月12日）、9月の第2土曜日並びにその翌日の利用料金（設備利用料を除く）。	10/10
なお、専用利用にあつては、ふさわしい行事を行う場合に限る。	
10 その他武道の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。	10/10
鳥取県が武道の振興を図るために利用するとき。	
設備利用料及び冷暖房利用料	10/10
11 1により利用する場合は、施設利用料の他に設備利用料及び冷房若しくは暖房をしたときに加算すべき料金についても減免する。	
その他	
12 3-ク、5-イ、6-イにより専用利用料金を減免できる場合とは、入場料及びこれに類するものを徴収するもの及び物品等の販売を主たる目的とした利用以外に利用する場合とする。	



アクセスマップ



交通機関のご案内

- JR米子駅からタクシーで.....約15分
- 米子鬼太郎空港からタクシーで.....約15分
- 米子インターチェンジへ.....約15分
- バス(JR米子駅前から上福原三柳線・住宅団地・鉄鋼センター行)
自衛隊正門前下車.....約5分

駐車場

150台・ハートフル駐車場6台/駐輪場100台

鳥取県立武道館

〒683-0853 米子市両三柳3192-14
TEL.0859-24-9300 FAX.0859-24-9311
<http://www.budoukan.jp/>

鳥取県立武道館

検索



鳥取県立武道館



主道場

床面積1,634㎡(通常6面、全国大会4面) ※660畳
観客席955席・身障者対応席6席



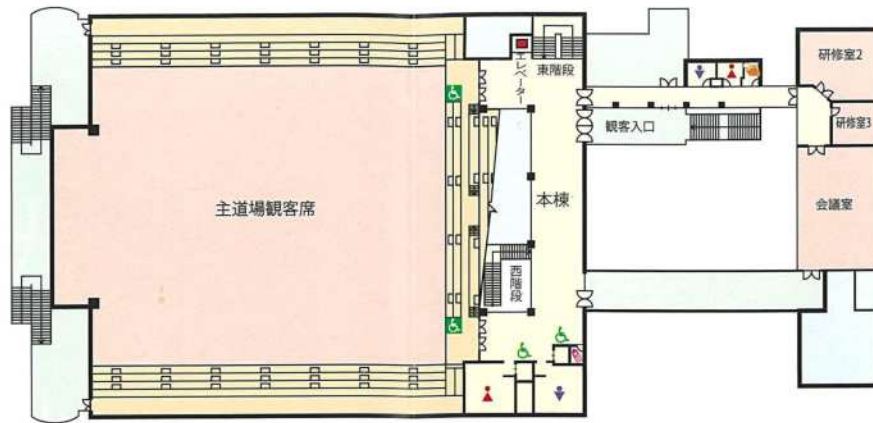
小道場(1)床面積540㎡(通常2面) ※288畳



小道場(2)床面積540㎡(通常2面) ※288畳

2F

- 本棟
- 主道場観客席
- 会議室
- 研修室2.3
- 放送室



研修室(1)

定員54名

約50人での会議が可能な中型の研修室。武道大会のルールミーティング等で使用されています。



研修室(2)

定員36名

約40人での会議が可能な中型の研修室。スタンドグラスをくぐり抜けた光がきれいです。



研修室(3)

定員12名

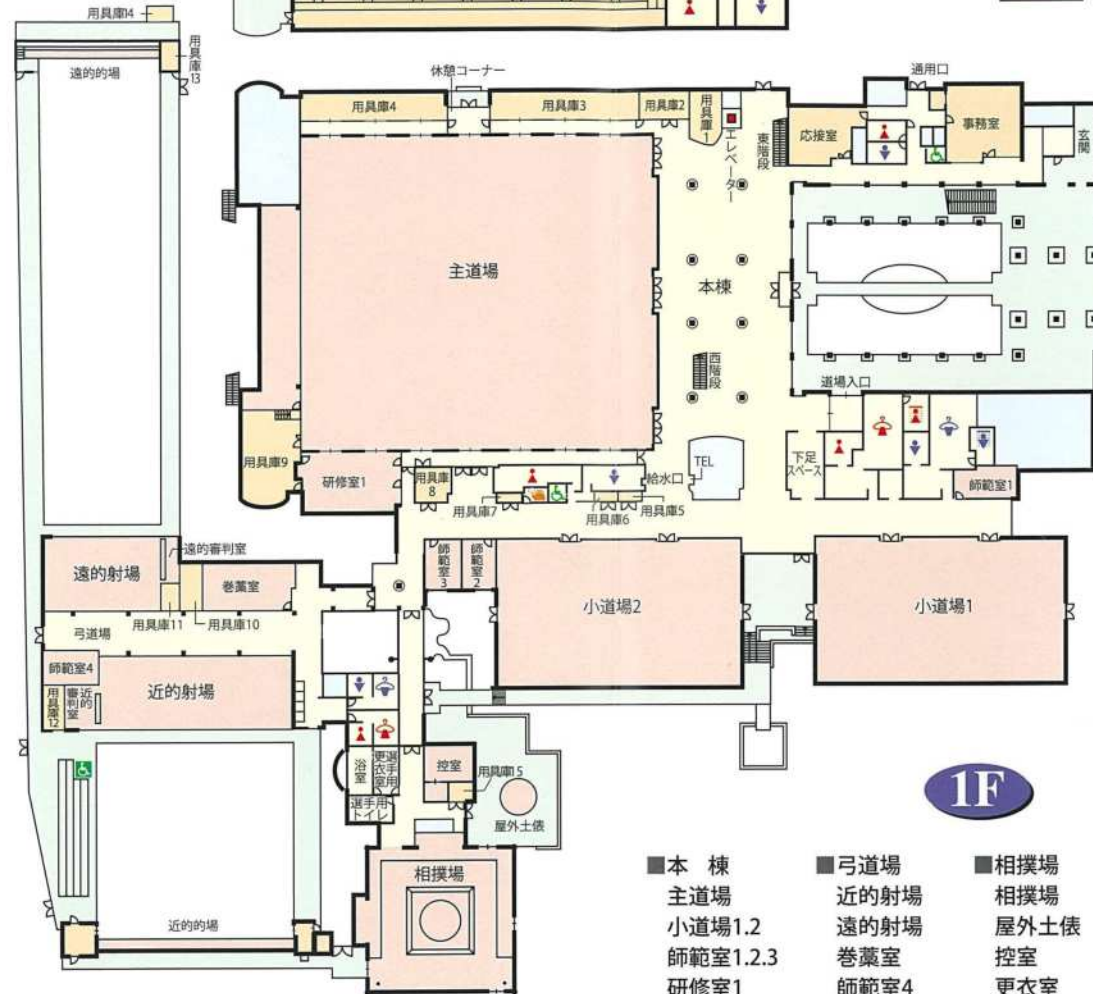
小規模のミーティングに最適な小型の研修室。サークルや私的な用途にお使いください。



会議室

定員100名

100人での会議が可能な当館最大の会議室。企業様の会議、研修等に最適です。



1F

- 本棟
- 主道場
- 小道場1.2
- 師範室1.2.3
- 研修室1
- 更衣室
- 弓道場
- 近的射場
- 遠的射場
- 巻藁室
- 師範室4
- 更衣室
- 相撲場
- 相撲場
- 屋外土俵
- 控室
- 更衣室

- ♂ 男性トイレ
- ♀ 女性トイレ
- ♂ 男性シャワー室
- ♀ 女性シャワー室
- ♂ 男性更衣室
- ♀ 女性更衣室
- 🚰 給湯室
- ♿ 車イス
- 🚬 喫煙所
- 👶 授乳室

【資料5】施設の入館者数及び収入状況

令和4年度 管理施設の利用に係る利用者数及び利用料金の収入状況

別紙2
(単位:人)

区分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
主道場	非営利	有料	903	1,321	3,515	1,594	911	1,620	2,240	2,027	1,744	1,154	1,672	2,481	21,182	
		減免	499	1,268	290	485	0	639	521	860	230	0	0	0	0	4,792
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	有料	903	1,321	3,515	1,594	911	1,620	2,240	2,027	1,744	1,154	1,672	2,481	21,182	
		減免	499	1,268	290	485	0	639	521	860	230	0	0	0	0	4,792
小道場	非営利	有料	2,567	2,165	2,632	2,120	1,926	2,113	2,320	2,271	1,767	1,392	2,010	1,728	25,011	
		減免	263	264	159	305	111	292	427	67	116	27	18	19	2,068	
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	有料	2,567	2,165	2,632	2,120	1,926	2,113	2,320	2,271	1,767	1,392	2,010	1,728	25,011	
		減免	263	264	159	305	111	292	427	67	116	27	18	19	2,068	
弓道場	弓道場	有料	379	704	696	350	468	264	500	429	374	50	882	311	5,407	
		減免	200	300	0	12	22	0	12	10	0	0	0	0	556	
	小計	有料	379	704	696	350	468	264	500	429	374	50	882	311	5,407	
相撲場	非営利	有料	15	20	90	19	17	0	18	15	80	0	16	15	305	
		減免	100	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	263	
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	有料	15	20	90	19	17	0	18	15	80	0	16	15	305	
		減免	100	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	263	
研修室等	研修室	有料	867	885	1,283	1,069	672	929	1,148	1,161	951	677	897	1,253	11,792	
		減免	39	58	56	138	3	90	132	4	3	3	3	1	530	
	会議室	有料	896	730	839	474	421	494	814	821	694	596	722	673	8,174	
		減免	0	60	60	20	0	60	101	0	0	0	0	0	301	
	放送室	有料	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6	
		減免	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
師範室及び控え室	有料	213	252	335	295	159	230	263	227	233	145	253	227	2,832		
	減免	48	65	36	37	0	25	61	52	20	0	0	0	344		
小計	有料	1,976	1,867	2,461	1,838	1,252	1,653	2,225	2,209	1,878	1,420	1,872	2,153	22,804		
	減免	87	183	152	195	3	176	294	56	23	3	3	1	1,176		
エントランス・ホワイエ	有料	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	
	減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般利用 (シャワー利用含む)	有料	138	133	137	167	139	130	166	121	72	107	109	126	1,545		
	減免	180	204	122	160	190	160	180	146	89	76	97	160	1,764		
スポーツ教室	有料	590	823	825	781	650	768	845	752	508	596	697	550	8,385		
	減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イベント	有料	0	0	34	0	0	315	0	0	516	170	0	312	1,347		
	減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	有料	6,568	7,033	10,399	6,869	5,363	6,863	8,314	7,824	6,939	4,890	7,258	7,676	85,996		
	減免	1,329	2,369	723	1,157	326	1,267	1,434	1,139	458	106	118	193	10,619		
前年度利用者合計		6,175	6,967	7,011	5,221	5,655	5,343	6,591	8,447	6,356	3,469	2,923	6,029	70,187		
対前年比(%)		127.8	134.9	158.6	153.7	100.6	152.1	147.8	106.1	116.3	144.0	252.3	130.5	137.6		

(単位:円)

当年度施設使用料収入額(A)	432,430	506,460	946,160	736,210	674,635	677,705	641,285	584,040	578,330	392,950	569,220	613,570	7,352,995
教室参加料収入額(B)	542,500	14,000	508,500	195,500	53,000	473,750	113,250	12,750	382,750	107,750	14,500	3,500	2,421,750
イベント収入額(C)	0	10,500	6,500	0	4,500	58,000	0	10,000	85,000	0	0	6,000	180,500
自動販売機手数料収入額(D)	0	240,666	255,756	242,549	193,954	197,307	197,250	198,138	211,879	171,992	114,736	353,751	2,377,978
雑収入額(E)	37,280	38,360	1,510	1,250	2,530	600	123,472	2,410	970	141,160	1,950	590	352,082
当年度収入額	1,012,210	809,986	1,718,426	1,175,509	928,619	1,407,362	1,075,257	807,338	1,258,929	813,852	700,406	977,411	12,685,305
前年度収入額	927,300	771,007	1,281,573	932,844	873,183	1,039,471	792,163	778,730	1,156,820	637,224	470,025	577,547	10,237,887
対前年比(%)	109.1	105.0	134.0	126.0	106.3	135.3	135.7	103.6	108.8	127.7	149.0	169.2	123.9

【資料6】収支状況

正味財産増減計算書

令和 5年 4月27日 9時49分

一般正味財産増減の部

指定正味財産増減の部

【税込】
3月～(期末決算)
自 4年 4月 1日
至 5年 3月 31日

[00000900] 公益財団法人 鳥取県スポーツ協会
(0905) 鳥取県立武道館管理運営

勘定科目	前月残高	当 月 発 生		当月残高
		借 方	貸 方	
施設使用料収益	6,739,425		613,570	7,352,995
教室参加料収益	2,418,250		3,500	2,421,750
イベント収益	174,500		6,000	180,500
【事業収益】	9,332,175		623,070	9,955,245
県委託料	72,066,000	1,445,400	7,344	70,627,944
【受取補助金等】	72,066,000	1,445,400	7,344	70,627,944
雑収益	351,492		590	352,082
自販機手数料	2,024,227		353,751	2,377,978
【雑収益】	2,375,719		354,341	2,730,060
【経常収益計】	83,773,894	1,445,400	984,755	83,313,249
事)給料手当	17,672,050	2,610,750		20,282,800
賃金	3,326,940		608,960	3,935,900
事)福利厚生費	4,131,744	1,213,581		5,345,325
事)報酬		149,830		149,830
事)職員手当	6,037,734	778,055		6,815,789
事)旅費交通費	115,485	24,898		140,383
事)通信運搬費	325,281	28,993		354,274
事)消耗品費	972,139	954,880		1,927,019
修繕費	774,510	1,138,555		1,913,065
事)印刷製本費	444,741	93,258		537,999
事)燃料費	139,613	125,691		265,304
光熱水料費	13,819,807	1,265,789		15,085,596
事)貸借料	333,100	79,208		412,308
事)保険料	298,750	36,000		334,750
租税公課	3,255,300	421,832		3,677,132
事)報償費	737,332	137,500		874,832
食糧費	166,644	46,200		212,844
事)手数料	1,102,588	94,365		1,196,953
委託料	9,679,429	4,938,907		14,618,336
負担金補助	22,144	150,507		172,651
備品購入費		275,110		275,110
【事業経費】	63,355,331	15,172,869		78,528,200
【事業費】	63,355,331	15,172,869		78,528,200
【経常費用計】	63,355,331	15,172,869		78,528,200
(評損調整前当期経常増減額)	20,418,563	16,618,269	984,755	4,785,049
(当期経常増減額)	20,418,563	16,618,269	984,755	4,785,049
雑損	280,430			280,430
【他経常外費用】	280,430			280,430
【経常外費用計】	280,430			280,430
(当期経常外増減額)	Δ280,430			Δ280,430
他会計振替額		414,325	262,205	Δ152,120
【他会計振替額】		414,325	262,205	Δ152,120
(税引前当期一般正味財産増減)	20,138,133	17,032,594	1,246,960	4,352,499
(当期一般正味財産増減額)	20,138,133	17,032,594	1,246,960	4,352,499
一般正味財産期首残高	4,660,448			4,660,448
(一般正味財産期末残高)	24,798,581	17,032,594	1,246,960	9,012,947

勘定科目	前月残高	当 月 発 生		当月残高
		借 方	貸 方	
指定正味財産期首残高	152,880			152,880
(指定正味財産期末残高)	152,880			152,880
(正味財産期末残高)	24,951,461	17,032,594	1,246,960	9,165,827

令和3年度収支状況（武道館）

（単位：円）

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	5,682,990
	教室参加料収益	1,897,400
	イベント収益	40,000
	雑収益	276,120
	自動販売機手数料	2,341,377
	県委託料	指定管理料 66,518,400 キャッシュレス委託料 6,222
収入合計		76,762,509
支出項目	給料手当	20,524,756
	賃金	3,984,710
	福利厚生費	5,883,642
	報酬	141,600
	職員手当	6,791,466
	旅費交通費	106,469
	通信運搬費	377,427
	消耗品費	1,537,441
	修繕費	2,064,260
	印刷製本費	539,064
	燃料費	112,042
	光熱水料費	9,667,541
	賃借料	412,308
	保険料	282,020
	租税公課	3,688,437
	報償費	645,800
	食糧費	100,904
	手数料	1,388,287
	委託料	15,045,136
負担金補助	172,811	
備品購入費	656,335	
支出合計		74,122,456
収入合計 - 支出合計		2,640,053

令和2年度収支状況（武道館）

（単位：円）

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	4,368,170
	教室参加料収益	1,955,450
	イベント収益	55,000
	雑収益	461,196
	自動販売機手数料	2,177,762
	県委託料	指定管理料 67,537,000 キャッシュレス委託料 5,000
収入合計		76,559,578
支出項目	給料手当	20,434,600
	賃金	3,853,650
	福利厚生費	5,925,084
	職員手当	7,975,180
	旅費交通費	95,229
	通信運搬費	372,111
	消耗品費	1,395,838
	修繕費	2,425,280
	印刷製本費	517,729
	燃料費	74,908
	光熱水料費	9,671,326
	賃借料	412,308
	保険料	264,070
	租税公課	4,115,974
	報償費	745,706
	食糧費	102,074
	手数料	1,244,073
	委託料	15,804,312
負担金補助	242,270	
備品購入費	497,442	
支出合計		76,169,164
収入合計 － 支出合計		390,414

令和元年度収支状況（武道館）

（単位：円）

	科目	金額
収入項目	施設使用料収益	8,578,800
	教室参加料収益	2,018,150
	イベント収益	60,000
	雑収益	466,122
	自動販売機手数料	2,779,354
	県委託料	指定管理料 66,860,000 キャッシュレス決済業務 2,297
収入合計		80,764,723
支出項目	給料手当	20,522,144
	賃金	3,130,550
	福利厚生費	5,958,169
	報酬	391,261
	職員手当	8,215,332
	旅費交通費	209,630
	通信運搬費	345,145
	消耗品費	1,146,893
	修繕費	2,774,108
	印刷製本費	645,545
	燃料費	108,270
	光熱水料費	12,958,966
	賃借料	189,540
	保険料	278,670
	租税公課	3,371,893
	報償費	891,528
	食糧費	310,033
	手数料	1,027,219
	委託料	15,904,132
	負担金補助	170,027
備品購入費	199,286	
支出合計		78,748,341
収入合計－支出合計		2,016,382

○鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和39年3月30日
鳥取県条例第24号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県営社会体育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(平17条例62・一部改正)

(設置)

第2条 スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、鳥取県営社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取県立武道館	米子市
鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市
鳥取県営東山水泳場	米子市
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町

(昭44条例31・昭46条例18・昭49条例45・昭54条例21・昭55条例17・昭56条例31・昭57条例24・昭58条例27・昭61条例24・平11条例42・平12条例43・平16条例33・平17条例62・平17条例91・平25条例47・平27条例13・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 社会体育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

(平17条例62・追加、平17条例91・平26条例10・一部改正)

第4条 削除

(平30条例19)

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第4条繰下・一部改正、平20条例8・平26条例10・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第5条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用の許可)

第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、社会体育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平17条例62・旧第3条繰下・一部改正、平17条例91・旧第6条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(行為の制限等)

第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 社会体育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、社会体育施設への入館を拒み、又は社会体育施設からの退去を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第7条繰下・一部改正、平26条例10・一部改正)

(措置命令)

第9条 指定管理者は、社会体育施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第8条繰下)

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(平17条例62・追加、平17条例91・旧第9条繰下、平26条例10・一部改正)

(利用料金)

第11条 社会体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(平17条例62・追加)

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(平17条例62・追加)

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関する事項は、規則で定める。

(昭41条例23・旧第4条繰下、昭46条例18・旧第5条繰下、平17条例62・旧第6条繰下・一部改正、平17条例91・旧第14条繰上・一部改正、平26条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年規則第25号で昭和41年7月1日から施行)

附 則(昭和44年条例第31号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和44年規則第45号で昭和44年8月1日から施行)

附 則(昭和46年条例第18号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和46年規則第51号で昭和46年6月15日から施行)

附 則(昭和46年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第19号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第21号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第17号)

この条例中第2条及び第5条の改正規定のうち鳥取県営プールに関する部分は昭和55年4月1日から、その他の改正規定は同年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年条例第24号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第27号)

この条例は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)抄

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第14号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第6号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第32条中鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第5条の表の改正規定及び第33条中鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例第6条の改正規定 平成11年4月1日

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第42号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の規定は平成12年9月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第34号)抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成17年条例第91号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定による鳥取県立武道館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第53号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第45号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日まで鳥取県営米子屋内プールの鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者については、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第4条第1項及び第5条の規定によらず、教育委員会がその候補者を選定するものとする。

附 則(平成26年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(平成27年規則第46号で平成27年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 鳥取県営東山水泳場に係る鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う者(以下「指定管理者」という。)の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行前においては、知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3号の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県営東山水泳場の指定管理者の候補者を選定するものとする。

- 4 この条例の施行前に指定を受けた鳥取県営東山水泳場の指定管理者が鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務を行う期間は、同条例第5条の規定にかかわらず、この条例の施

行の日から平成29年3月31日までとする。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料8】 行政財産の目的外使用許可の状況

施設名 県立武道館

1 指定管理者において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間
コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	自販機(飲料)設置	1台	H31.4.1~R6.3.31
えびす本郷(株)	自販機(飲料)設置 自販機(アイス)設置	6台 1台	H31.4.1~R6.3.31□
ダイドーウエストベンディング(株)	自販機(飲料)設置	3台	H31.4.1~R6.3.31□
アシード(株)	自販機(飲料)設置	4台	H31.4.1~R6.3.31□

2 県において使用許可するもの

利用団体名	利用内容	数量又は面積	使用許可期間	現在の使用料の額
(株) 中海テレビ放送	CATVケーブル施設	1.4㎡	H31.4.1~R6.3.31	(土地) 年額1,500円 (建物) 年額19,920円

【資料9】貸付物品一覧表

	備品番号	品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額	耐用年数	貸付先
538	41204521	マット運搬車	—	20000821	94,500	3	県立武道館
539	41204522	マット運搬車	—	20000821	94,500	3	県立武道館
540	41204523	マット運搬車	—	20000821	94,500	3	県立武道館
541	41204524	マット運搬車	—	20000821	94,500	3	県立武道館
542	41204525	デジタルタイマー	—	20000821	55,303	3	県立武道館
543	41204526	デジタルタイマー	—	20000821	55,303	3	県立武道館
544	41204527	デジタルタイマー	—	20000821	55,303	3	県立武道館
545	41204528	デジタルタイマー	—	20000821	55,303	3	県立武道館
546	41204529	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
547	41204530	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
548	41204531	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
549	41204532	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
550	41204533	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
551	41204534	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
552	41204535	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
553	41204536	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
554	41204537	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
555	41204538	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
556	41204539	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
557	41204540	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
558	41204541	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
559	41204542	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
560	41204543	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
561	41204544	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
562	41204545	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
563	41204546	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
564	41204547	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
565	41204548	銃剣道防具	—	20000821	58,538	3	県立武道館
566	41204627	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
567	41204628	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
568	41204629	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
569	41204630	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
570	41204631	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
571	41204632	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
572	41204633	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
573	41204634	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
574	41204635	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
575	41204636	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
576	41204637	背なしベンチ	—	20000824	102,900	8	県立武道館
577	41204650	両袖机	コクヨSD-BS147D33F11NM	20000824	58,800	15	県立武道館
578	41204651	両袖机	コクヨSD-BS147D33F11NM	20000824	58,800	15	県立武道館
579	41204660	耐火金庫	コクヨHS-24KF1NM	20000824	179,340	20	県立武道館
580	41204663	食器収納ユニット	コクヨBK-RUISW	20000824	73,710	15	県立武道館
581	41204664	両袖机	コクヨMG-701CT	20000824	107,730	15	県立武道館
582	41204665	演台	コクヨWA-120N	20000824	106,470	8	県立武道館
583	41204666	演台	コクヨWA-12N	20000824	88,200	8	県立武道館
584	41204667	演壇	コクヨWA-C1TNN	20000824	93,240	8	県立武道館

585	41204742	車イス	コクヨHE-2KR540N	20000824	58,800	10	県立武道館
586	41204743	車イス	コクヨHE-2KR540N	20000824	58,800	10	県立武道館
587	41204744	車イス	コクヨHE-2KR540N	20000824	58,800	10	県立武道館
588	41204749	アームチェアー	天童木工T-5689	20000824	98,205	8	県立武道館
589	41204750	アームチェアー	天童木工T-5689	20000824	98,205	8	県立武道館
590	41204753	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
591	41204754	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
592	41204755	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
593	41204756	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
594	41204757	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
595	41204758	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
596	41204759	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
597	41204760	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
598	41204761	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
599	41204762	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
600	41204763	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
601	41204764	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
602	41204765	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
603	41204766	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
604	41204767	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
605	41204768	会議テーブル	天童木工T-2590B-18	20000824	57,120	8	県立武道館
606	41204769	回転イス	天童木工T-5685	20000824	57,120	8	県立武道館
607	41204770	弓道場用幕	幕縄・房付, 県章2個入	20000823	241,500	3	県立武道館
608	41204771	相撲場用幕	14m物×2張 幕縄・房付	20000823	294,000	3	県立武道館
609	41204772	相撲用四隅房	人絹糸製	20000823	315,000	3	県立武道館
610	41204773	長胴太鼓	樺1尺8寸	20000823	790,000	3	県立武道館
611	41204774	エンジン芝刈機	ワンダーモア-RCD-4800PL	20001005	166,950	15	県立武道館
612	41204779	ターボリンシート専用巻取機	380-001	20001003	63,000	3	県立武道館
613	41204780	ターボリンシート専用巻取機	380-001	20001003	63,000	3	県立武道館
614	41204781	大型フロア姿見	2830	20001011	166,320	3	県立武道館
615	41204782	記載台	コクヨBF-BD10S	20001128	90,804	3	県立武道館
616	41204783	傘入れ袋スタンド	コクヨNS-45ST	20001128	99,750	8	県立武道館
617	41204784	傘入れ袋スタンド	コクヨNS-45ST	20001128	99,750	8	県立武道館
618	41204797	巻き藁台	H1300杉	20001128	54,600	3	県立武道館
619	41204798	巻き藁台	H1300杉	20001128	54,600	3	県立武道館
620	41204799	巻き藁台	H1300杉	20001128	54,600	3	県立武道館
621	41204800	巻き藁台	H1200杉	20001128	53,550	3	県立武道館
622	41204801	巻き藁台	H1200杉	20001128	53,550	3	県立武道館
623	41204802	巻き藁台	H1100杉	20001128	52,500	3	県立武道館
624	41204803	巻き藁台	H1100杉	20001128	52,500	3	県立武道館
625	41204804	巻き藁台	H1100杉	20001128	52,500	3	県立武道館
626	41204805	太鼓台	杉	20001128	70,350	3	県立武道館
627	41204811	ワイドテレビ	ナショナルTH-36FP15	20001128	241,500	5	県立武道館
628	41204813	デジタルビデオデッキ	ナショナルNV-DHE10	20001128	178,500	5	県立武道館
629	41204815	池水利ピット蓋	1000×1000	20001013	89,250	15	県立武道館
630	41204816	池水利ピット蓋	1000×1500	20001013	99,750	15	県立武道館
631	41204817	カメラ	EOSキッス28~30	20010104	64,890	5	県立武道館
632	41204821	音響設備用木製ラック	WR-202B	20001221	51,450	8	県立武道館
633	41204822	ステレオミキサ	M-200	20001221	175,350	5	県立武道館

634	41204823	グラフィックイコライザー	E-1231	20001221	69,300	5	県立武道館
635	41204824	パワーディストリビューター	FD-1130	20001221	72,975	5	県立武道館
636	41204825	デュアルパワーアンプ	P-120D	20001221	109,725	5	県立武道館
637	41204826	デュアルパワーアンプ	P-120D	20001221	109,725	5	県立武道館
638	41204827	デュアルパワーアンプ	P-240DH	20001221	175,350	5	県立武道館
639	41204828	ダイバシティーワイヤレスチューナー	WT-1812	20001221	87,150	5	県立武道館
640	41204829	接続ケーブル	—	20001221	61,950	5	県立武道館
641	41204832	ステレオダブルカセットデッキ	FD-20	20001221	69,825	5	県立武道館
642	41204833	CDプレイヤー	CD-30	20001221	57,330	5	県立武道館
643	41204834	ビジネスキッチン	コクヨBK-W120F1	20010109	59,514	5	県立武道館
644	41204835	投込マット	—	20010109	143,640	3	県立武道館
645	41204836	投込マット	—	20010109	143,640	3	県立武道館
646	41204842	会議テーブル	コクヨWT-91D	20010119	155,400	8	県立武道館
647	41204843	会議テーブル	コクヨWT-R91D	20010119	115,500	8	県立武道館
648	41204844	会議テーブル	コクヨWT-R91D	20010119	115,500	8	県立武道館
649	41204846	屋外土俵用シート骨組	ミズノ	20001124	126,000	3	県立武道館
650	41204848	大型ファー姿見	No. 1019	20001122	168,000	3	県立武道館
651	41204849	デジタル体重計	DP-7100PW	20001117	77,175	5	県立武道館
652	41204850	デジタル体重計	DP-7100PW	20001117	77,175	5	県立武道館
653	41204851	デジタル体重計	DP-7100PW	20001117	77,175	5	県立武道館
654	41204852	デジタル体重計	DP-7100PW	20001117	77,175	5	県立武道館
655	41204853	音声応答装置	ATD39R	20001201	67,515	6	県立武道館
656	41204856	下駄箱	ポリ合板	20010202	273,000	8	県立武道館
657	41204857	棚	ポリ合板L2545	20010206	146,790	8	県立武道館
658	41204858	棚	ポリ合板L2890	20010206	151,830	8	県立武道館
659	41204859	棚	ポリ合板L2490	20010206	146,790	8	県立武道館
660	41204860	開放型石油ストーブ	KBR-173(A) 対流ファン付	20010201	74,550	6	県立武道館
661	41204861	開放型石油ストーブ	KBR-173(A) 対流ファン付	20010201	74,550	6	県立武道館
662	41204862	屋内土俵用シート	ニシオカ	20010301	118,650	3	県立武道館
663	41204863	液晶プロジェクター	ナショナルTH-L795T	20010228	1,039,500	5	県立武道館
664	41204864	液晶プロジェクター移動用専用台	ナショナルAS-700	20010228	110,250	5	県立武道館
665	41204865	三脚スタンド式スクリーン	ナショナルVPSパウダー100	20010228	178,500	5	県立武道館
666	41204866	審判用表示器	収納箱	20010308	187,950	3	県立武道館
667	41204867	遠的場の前表示器	—	20010315	357,000	3	県立武道館
668	41204872	アルミ連はしご	NHL2-83	20010308	56,700	15	県立武道館
669	41204874	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
670	41204875	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
671	41204876	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
672	41204877	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
673	41204878	背なしベンチ	—	20010314	102,900	8	県立武道館
674	41204879	弓道用御幕	幕縄・房付	20010308	241,500	5	県立武道館
675	41204884	なぎなた用打込台	木製	20010316	63,000	3	県立武道館
676	41204885	入口看板	—	20010315	103,425	8	県立武道館
677	41204886	催物看板	—	20010315	92,085	8	県立武道館
678	41204887	催物看板	—	20010315	92,085	8	県立武道館
679	41204888	会場看板	—	20010315	54,600	8	県立武道館
680	41204889	会場看板	—	20010315	54,600	8	県立武道館
681	41204890	会場看板	—	20010315	54,600	8	県立武道館
682	41204891	会場看板	—	20010315	54,600	8	県立武道館

683	41204897	ワイドテレビ	ナショナルTH-36FP15	20010313	466,200	5	県立武道館
684	41204900	空気清浄機	リコ-AS-176S	20010314	402,675	6	県立武道館
685	41204902	屋外用ベンチ	コクヨPF-MC45	20010309	57,330	8	県立武道館
686	41204903	屋外用ベンチ	コクヨPF-MC45	20010309	57,330	8	県立武道館
687	41204904	屋外用ベンチ	コクヨPF-MC45	20010309	57,330	8	県立武道館
688	41204905	屋外用ベンチ	コクヨPF-MC45	20010309	57,330	8	県立武道館
689	41204908	パーティション	ロープセットスタンド	20010309	70,770	15	県立武道館
690	41204909	パーティション	ロープセットスタンド	20010309	70,770	15	県立武道館
691	41204910	パーティション	ロープセットスタンド	20010309	70,770	15	県立武道館
692	41204911	パーティション	ロープセットスタンド	20010309	70,770	15	県立武道館
693	41204914	米式担架	KI-5353	20010309	68,250	10	県立武道館
694	41204915	米式担架	KI-5353	20010309	68,250	10	県立武道館
695	41204926	空手用反則表示器	セノーES0430	20000810	97,440	3	県立武道館
696	41204927	空手用反則表示器	セノーES0430	20000810	97,440	3	県立武道館
697	41204928	空手用反則表示器	セノーES0430	20000810	97,440	3	県立武道館
698	41204929	空手用反則表示器	セノーES0430	20000810	97,440	3	県立武道館
699	41204930	空手用型競技得点板	セノーES0500	20000810	72,240	3	県立武道館
700	41204931	空手用型競技得点板	セノーES0500	20000810	72,240	3	県立武道館
701	41204932	空手用型競技得点板	セノーES0500	20000810	72,240	3	県立武道館
702	41204933	空手用型競技得点板	セノーES0500	20000810	72,240	3	県立武道館
703	41601797	ターボリンシート巻取器	LP-1	20030331	94,500	3	県立武道館
704	41601798	ターボリンシートハンガー	LP-2	20030331	63,000	3	県立武道館
705	41601838	長胴太鼓	檜 1尺6寸 耳なし	20040331	399,000	5	県立武道館
706	41601839	武徳道場用台	1尺6寸	20040331	70,875	3	県立武道館
707	41601840	弓道用移動式看的板一式	木製	20040331	697,620	3	県立武道館
708	41601841	ショーケース	ZEGARO ZHA-6202	20040331	277,200	8	県立武道館
709	41604069	フロアシートハンガー	ミズシマ工業 380-003	20050331	114,975	3	県立武道館
710	42500236	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業(有) FJ1000-F	20130607	850,185	3	県立武道館
711	42600950	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
712	42600951	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
713	42600952	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
714	42600953	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
715	42600954	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
716	42600955	柔道タイマー	SEIKO JT601 スタンド SEIKO KT011	20141006	74,520	8	県立武道館
717	42700248	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業株式会社 空手競技用Sマット FJ 1000	20150626	795,640	8	県立武道館
718	42700249	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業株式会社 空手競技用Sマット FJ 1000	20150626	795,640	8	県立武道館
719	42700250	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業株式会社 空手競技用Sマット FJ 1000	20150626	795,640	8	県立武道館
720	42700251	空手道競技用フロアマット	富士スポーツ工業株式会社 空手競技用Sマット FJ 1000	20150626	795,640	8	県立武道館
721	42700368	柔道畳	全日本柔道連盟「公認畳」SV27「豪快」	20150722	10,011,600	8	県立武道館
722	42800106	柔道畳	全日本柔道連盟「公認畳」SV27「豪快」	20160531	13,866,120	8	県立武道館
723	50000937	柔道畳	早川繊維工業株式会社 全日本柔道連盟「公認畳」SV27「豪快」	20171110	13,716,000	8	県立武道館
724	50005355	AED(自動体外式除細動器)	タニフラス製(ハートスタートH1+ 心電図/心拍モニター)M507A 大人用/小児用モニターM5071A AED専用セット(はさみ付)	20191211	162,800	5	県立武道館
725	50005529	ワイヤレスアンプー式	ユニベックス 防滴型ワイヤレスアンブ WA-372CD等	20200128	194,546	5	県立武道館

【資料10】リース契約一覧

リース名	期間	契約額（月額）
複写機（複合機）	H31.4.1～ R6.3.31	機械維持料金 5,000 円（税別） コピー料金別途
多機能電話システム	R2.4.1～ R6.3.31	月額賃貸借料金 16,790 円（税別）

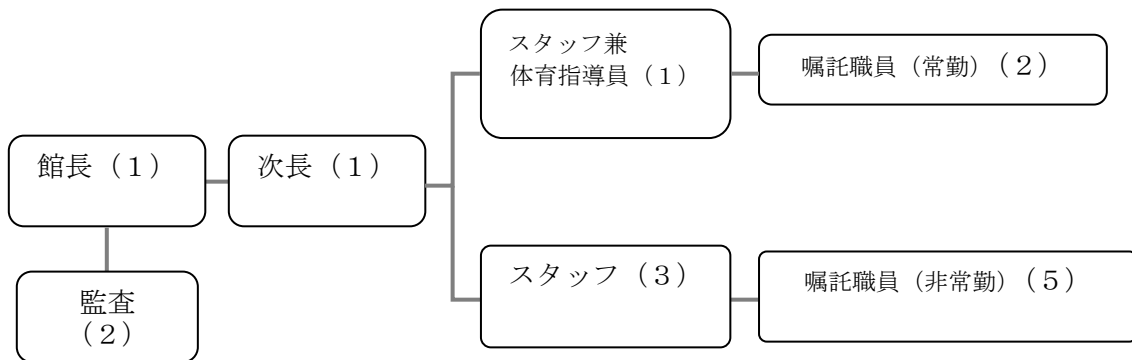
【資料 1 1】現状の職員体制

(1) 管理運営の組織

①実施体制

- ・施設の統括責任者として館長 1 名
- ・管理運営責任者として次長 1 名
- ・館長・次長の他に救命講習を修了した計 6 名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤） 5 名（毎日 1～3 名）
- ・監事（2 名）

○武道館管理運営体制図



②資格技術者の配置

ア 防火管理者（正職員）

甲種防火管理者 1 名

イ 電気主任技術者（委託可）

委託先：本田電気管理事務所（県内事業者）

委託期間：H 3 1 . 4 . 1～R 6 . 3 . 3 1

【資料12】 修繕実績

施設名：鳥取県立武道館

令和元年度

月	内容	金額
4	2階会議室照明器具更新	388,800
6	インターホン取替	28,404
6	消防設備不備改修	127,764
6	非常放送設備予備電池取替	248,400
6	道場入口外扉自動扉開閉装置取替	388,800
7	ワイヤレスマイク修理	20,520
7	誘導灯予備電池取替	15,120
7	シロッコファン取替工事	105,840
8	1階廊下出入口カーテン、レール取付	60,480
8	2階EV室空気ファンVベルト交換	8,640
8	1階事務室横男子トイレ フラッシュバルブ修理	90,720
9	2階避難口誘導灯本体器具取替	198,720
9	池バルブ取替一式	45,360
12	事務室中央監視装置UPS バッテリー・ファン修繕	379,500
12	弓道場照明器具1台取替工事	55,000
1	弓道場屋根修繕工事	38,500
2	遠的場シャッター把手修繕	9,900
3	2階身障者用トイレ自動 フラッシュバルブ修理	40,700
3	近的場シャッター修繕	5,500
3	弓道場床再生工事	352,000
3	消防設備不備改修	37,400
3	研修室(1)暗幕カーテン取替	128,040

令和2年度

月	内容	金額
6	相撲場廊下、職員通用口誘導灯取替工事	480,700
7	街路灯安定器取替工事	75,900
7	1階小道場前身障者用トイレ 自動フラッシュバルブ取替工事	25,300
8	2階男子便所前身障者用トイレ 自動フラッシュバルブ取替工事	25,300
8	発電機室ゴムホース等交換	324,500
8	空調機室スプリンクラー設備制御弁室消防設備不備改修	16,500
11	道場入口下駄箱室ダウンライト取替	101,200
11	2階給湯室換気扇取替	41,800
12	会議室フィルター交換	25,300
1	主道場排煙窓ワイヤー交換	51,700
1	弓道場天井換気扇取替	47,300
2	旗掲揚ポール修繕工事	241,780
3	応接室前出入口、主道場誘導灯予備電池取替	28,600
3	職員通用口タイル補修工事	77,000
3	電気室給気ファン修繕工事	202,400
3	正面入り口柱木部柱防腐剤塗装	161,700
3	2階入口自動扉駆動装置一式更新	297,000
3	エントランス・ホワイエ空調機湿度制御系統 デジタル指示調節計ACU-1温度指示調節計修繕	201,300

合計		2,064,260

合計		1,913,065

鳥取県立武道館清掃作業仕様書

この仕様は、清掃業務の大要を示すものであり、本書に記載がなくても、鳥取県が美観の保持又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で指定管理者はこれを行うものとする。（以下、鳥取県を「甲」といい、指定管理者を「乙」という。）

1 清掃業務範囲

清掃委業務の対象建物及び区域は、別添 1-2 「清掃作業頻度表」のとおりとする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

2 清掃業務基準仕様

(1) 清掃業務概要

ア 日常清掃

1 日単位の短い周期で日常的に行う清掃

イ 定期清掃

週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

(2) 清掃業務内容

別紙「清掃業務の留意点」に留意しながら業務を行うこと。ただし、著しい汚れが生じた場合は、清掃が不十分な場合等、甲から特段の指示があった場合は、清掃を実施するものとする。また、清掃場所ごとの清掃内容は乙が提出する別添 1-2 「清掃作業頻度表」において提案された内容のとおりとする。

(3) 清掃業務時間

清掃業務を行う時間に制限は定めないが、来園者並びに乙の業務への影響が最小限となるよう作業を行うこと。

(4) 使用材料

ア 清掃業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理を行うこと。

イ 清掃業務に使用する清掃用具、洗剤等の資材やトイレトペーパー類の衛生消耗品等は、品質保証（JIS マーク商品等）のあるものを、乙の負担で用意すること。

3 清掃業務にあたって留意すべき事項

(1) 来館者並びに建物、工作物、器具、備品等にき損を発見したとき、又は損害を与えたときは、直ちに甲に報告しその指示を受けること。

(2) 甲の業務に支障を与えないこと。

(3) じんあいを飛散させないこと。

(4) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

(5) 不衛生な処置はとらないこと。

清掃業務の留意点

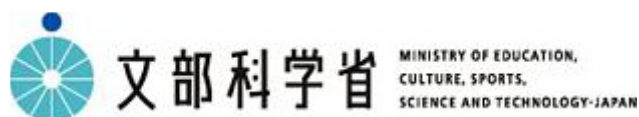
清掃作業は手作業に代わる作業方法での実施が可能であれば、その方法も可とする。

1 日常清掃

作業項目		作業の留意点
1	床清掃	・床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミ、汚れがないようにすること。
2	ゴミ収集	・発注者が指定する箇所のゴミを収集すること。不燃物、可燃物は鳥取市の定められた方法により分別を行い、所定の日に搬出すること。
3	WC（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）の清掃	・衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状態に保つこと。また、臭いが滞留しないよう配慮すること。 ・トイレトーパー等の衛生消耗品は常に補充されている状態とすること。 ・洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つこと。鏡はシミ、汚れがない状態に保つこと。
4	扉・壁・手すり等の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。 ・手すりは水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。
5	展示ケースガラス面の清掃	・展示ケースガラス等は埃、手あか等の汚れがないよう乾布で入念に拭くこと。乾布で落ちにくい汚れは洗剤を使用すること。金具も同様にすること。
6	建物外周及び駐車場	・建物周辺及び駐車場の落ち葉やゴミをほうき等により拾い掃きするとともに、堆積する顕著な土砂等を除去すること。

2 定期清掃

作業項目		作業の留意点
1	床清掃	・埃、シミ、汚れがない状態に保ち、ワックスがけを実施すること。
2	壁・天井清掃	・表面全体を埃、シミ、汚れ、蜘蛛の巣のない状態に保つこと。
3	扉・壁の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。
4	高所清掃	・天井、壁、窓、照明器具、換気扇、時計、配管類、ブラインド等日常清掃ができない箇所について、埃、汚れがないようにすること。
5	金属磨き	・出入り口の握手、引き手、手すり、ちょうつがいの類で見える金具は、適当な材料をもって磨きつや出しをすること。
6	モルタル、アスファルトモルタル等	・掃き掃除のみとする。
7	机、カウンター、黒板（移動式黒板も含む）等	・汚れがない状態に保つこと。
8	便器、洗面器、流し類は	・入念に水洗いのうえ汚れがない状態に保つこと。
9	カーペット	丁寧にクリーニングする。



体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について (通知)

29施企第2号

平成29年5月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県施設主管課長
各指定都市施設主管課長
各都道府県私立学校施設担当課長 殿
各国公私立大学施設担当部課長
各国公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山川 昌男

スポーツ庁参事官(地域振興担当)
仙台 光仁

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」)では、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが、この度、調査委員会において事故等原因調査報告書(以下「報告書」)がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認されたこと、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから、体育館の所有者及び管理者におかれては、報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の実施等を適切に実施するようお願いします。

記

1 適切な清掃の実施(水拭き及びワックス掛けの禁止)

日常清掃及び特別清掃※1により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

2 日常点検・定期点検の実施, 記録の保管及び速やかな応急処置

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、上記1及び2について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格※2を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。

※2 体育施設管理士養成講習会(主催:公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター)で指定項目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

4 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には、施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど、設計者及び施工者に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。

5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

なお、今後、文部科学省及びスポーツ庁において、上記1から5までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので、あらかじめお知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、域内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校(専修学校、各種学校を含む)に対して、周知するようお願いいたします。

本件連絡先

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

環境施設企画係 島岡・古田

電話:03-5253-4111(内線2288)

E-mail: shisetulead-2@mext.go.jp

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

施設企画係 山本

電話:03-5253-4111(内線3773)

E-mail: stiiki@mext.go.jp

【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は、消費者庁のホームページで閲覧できます。

■ [消費者安全調査委員会 調査報告書](#)

お問合せ先

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

電話番号:環境施設企画係 03-5253-4111(内線2288)

消防用防災設備仕様書

1 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

2 消防用防災設備

(1) 保守点検内容

外観、機能、総合点検・・・年2回(但し、総合点検年1回)

消防庁告示3号及び14号、消防規則第31条の4の基準に依る。

点検項目については、消防法第17条の3の3の規定点検報告書用紙の様式項目に準ずる。

(2) 設備内容

ア 粉末消火設備 移動式粉末消火設備 2台、粉末消火器 加圧式 46本

イ 開放型及び閉鎖型スプリンクラー設備

制御盤 2面

放水型 SP ポンプ(呼水槽付) 75KW 1台

同上補助加圧ポンプ 2.2KW 1台

閉鎖型 SP ポンプ(呼水槽付) 22KW 1台

始動用圧力タンク(100L) 2台、流水検知装置(100A) 3台

放水型一斉解放弁 10ヶ、端末試験弁 3ヶ

消火用補給水槽(200L) 1基

送水口(閉鎖型用) 4ヶ、送水口(放水型用) 3ヶ

放水型スプリンクラー現地操作盤 7L1面、2L1面、1L1面

散水制御盤 10L1面、閉鎖型ヘッド 610ヶ

開放型ヘッド 26ヶ、放水型ヘッド 41ヶ、補助散水栓 12組

炎感知器 36ヶ

ウ 自動火災報知設備

GP型受信機(非常放送対応型)80窓 1面、定温スポット型感知器 30ヶ

差動式スポット型感知器 7ヶ、光電式煙感知器 192ヶ

光電式分離型感知器 5ヶ、発信機P型1級 22ヶ、消火栓起動リレー 1台

エ ガス漏れ警報設備

表示機 2窓 1面、中継器 1ヶ、ガス漏れ検知器 5ヶ

オ 防火・防排煙設備

表示区画(GP型受信機内) 3回路 1台

防火戸 4面、防火シャッター 1面、防火シャッター用ブザー 1ヶ

カ 非常放送設備

(業務放送兼用型)

増幅器出力 360W 1台、スピーカー操作パネル20回線 1面

スピーカー 128ヶ、アッテネーター 15ヶ

地震動予報等に係る放送切替点検

キ 誘導等設備

(非常灯設備含む)

通路誘導灯他 102ヶ、非常灯 201ヶ

3 非常用発電機設備

(1) 保守点検内容

- 外観、機能点検及び外観・機能・総合点検 年2回(但し、総合点検年1回)
- ※外観点検、清掃 ※各 부품の取付状態、締付け状態の確認
- ※各配管の点検(潤滑油流し器点検)、(潤滑油流し器の交換(年1回))
- ※過給機の動作確認(年1回実施) ※運転中の異音発生の有無
- ※燃料流し器の交換(年1回)
- ※端子等の状態確認/絶縁抵抗の測定(発電機主回路)
- ※盤内、損傷、発錆、変形、腐食、過熱、端子緩み、塵埃の付着等の点検
- ※端子台部の増締め ※AVR の点検
- ※計器の確認/絶縁抵抗の測定(主回路、制御回路)
- ※継電器類の点検 ※シーケンスの確認(自動始動試験、保安試験)
- ※始動用蓄電池設備及び充電装置の点検(電圧・比重等の測定/補波)
- ※排風ダクトの点検 ※排気系統の点検(ラッキングの状態確認、水抜き実施)
- ※燃料配管の漏れ、緩みの状態
- ※ラジエータークーラント及び冷却水の交換(年1回実施)
- ※機関運転中の水漏れの確認 ※ホース類の確認
- ※無負荷又は負荷運転の実施 ※各部の動作確認
- ※給気ファンの動作正常の確認 ※燃料の確認及び補充

(2) 設備内容

- 非常用ディーゼル発電機 220V、出力 300KVA
- 始動用蓄電池 200AH/10Hr、A 重油使用(燃料槽・排気消音機共)

4 直流電源装置

(1) 保守点検内容

- ※蓄電池接続部のトルク値の確認、電圧測定
- ※蓄電池の外観点検、清掃 ※整流器各部の電圧・電流測定
- ※整流器の操作回路の点検(警報回路含む)
- ※整流器の絶縁抵抗の測定 ※整流器の外観点検、清掃

(2) 設備内容

- 整流器 SS-32-120-20BD-ME 1台
- 蓄電池 MSE150 ※54セル 1組

(その他共通事項)

5 次に掲げる内容は、本委託業務の共通内容事項とする。

- (1) 機器及び設備システムの稼働状態の点検及び燃料消費量、消費電力等のエネルギー使用料の低減のための管理指導
- (2) 設備の維持管理に係る改善・改造等に伴う助言及び指導
- (3) 機器の異常及び警報発生の際の緊急時の臨時点検費用
- (4) 各設備機器間の総合調整

自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書

(保安理業務の内容)

第1条 鳥取県(以下、甲という)が指定管理者(以下、乙という)に委託する保安管理業務は、電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係わる業務であって、乙は甲の保安規程に基づいて業務を実施するものとします。

2 乙が定例的に実施する保安管理業務(以下「定例業務」という。)は、次の各号によるものとします。

(1) 電気工作物の維持及び運用について、下記の定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指導又は助言を行うこと。

○月次点検…毎月1回

○年次点検…毎年1回

(2) 電気工作物の設置又は変換工事の工事期間中には毎週1回以上の点検を行うこと。ただし、定例業務としては1カ月のうち初回のみ。

(3) 電気事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、乙は必要に応じ臨時点検を行い甲に対して応急措置を指導するとともに、再発防止についてとるべき措置の指導又は助言を行うこと。なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合はその作成及び手続きを行うこと。

(4) 電気事業法第107条第2項に定める立入り検査の立会を行うこと。

3 保安管理業務のうち、前項以外の業務(以下「定例外業務」という。)は、次の各号に掲げるものとし、その都度行うこと。

(1) 前項2号でいう工事中の点検で1カ月のうち2回目以降の点検を行うこと。

(2) 電気工作物の設置又は変更工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、指導又は助言を行うこと。

(3) 電気工作物の事故防止のため必要に応じて精密検査を行うこと。

(甲及び乙の協力及び義務)

第2条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が指導、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとします。

2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

(保安員の資格等)

第3条 乙は、保安管理業務を実施する者(以下「保安員」という。)に、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてること。

2 保安員は、必要に応じて助者を同行させ、保安管理業務の実施を補助させることができる。

(損害賠償の免責)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとします。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項若しくは乙が指導又は助言した事項について、甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合
- (2) 甲が法令又は契約に反する事項を行い、これによって損害を生じた場合
- (3) 甲の故意又は過失或いはその他自然災害等、乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

(機密の保持)

第5条 乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らしてはならない。

鳥取県立武道館 警備業務仕様書

1 警備対象物件

- (1) 所在地 鳥取県米子市両三柳3192-14
- (2) 対象物 鳥取県立武道館（以下「武道館」という）

2 任務

- (1) 火災関係
 - ア 火災を発見したときの消火活動、及び通報、その他の処理
 - イ 消防署、及び武道館の館長（以下「責任者」という）、又は武道館が指定する緊急連絡者（以下「緊急連絡者」という）への通報、及び連絡
- (2) 防犯関係
 - ア 侵入者等の潜伏、徘徊を発見したときの処理
 - イ 警察署、及び責任者、又は緊急連絡者への通報、及び連絡
- (3) ガス漏れ関係
 - ア ガス漏れを発見したときの処置
 - イ ガス供給会社、及び館長、又は緊急連絡者への通報、及び連絡
- (4) 設備関係
 - 各種機械設備の異常を知らせる警報が発生したときの館長、又は緊急連絡者への通報及び連絡
- (5) 警備実施事項の報告

3 警備方法

アラームシステム（ISDN回線使用）、総合ガードシステム等警備会社が用意すること。（断線監視が可能なこと）

4 警備仕様

- (1) 警報装置
 - ア 警備対象物で発生した異常事態を監視センターへ自動的に通報する。
 - イ 指定管理者が設置する警備機器を使用する。
 - ウ 警備期間中、警報装置が作動不能となった場合は代替警備対策を講

じる。

(2) 監視センター

警報受信装置を常時監視するとともに緊急要員と連絡を保持する。

(3) 緊急要員

監視センターと連絡を保持し、警備対象物の異常状態を備える。

5 警備実施時間

警備を実施する時間は、武道館から警報装置をON（警戒）の状態にした時から始まり警報装置警戒解除の信号を受けたときに終了する。

6 警備開始時における取り扱い

(1) 武道館における取り扱い

ア 武道館の最終退室者は、防火・防犯、その他の事故防止上、必要な処置をして、各警報機器の正常な状態を確認する。

イ 次に最終退室者は操作器の電源、及び回路を確認し、ON（警戒）の状態にする。

(2) 警備の取り扱い

監視センターは武道館の最終退室者の操作器により、自動的に表示されるON（警戒）の信号を確認し、警備を開始する。

7 警備終了時における取り扱い

(1) 武道館における取り扱い

武道館の最初の入室者は操作器をOFF（警戒解除）の状態にする。

(2) 警備解除の取り扱い

監視センターは武道館の最初の入室者の操作器により自動的に表示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

8 警備実施期間中における甲の臨時入室

原則として入室してはならない。ただし、真に止むを得ない場合のみ次の要領により行う。

(1) 武道館の臨時入室者は、操作器を確実にOFF（警戒解除）の状態に操作した後入室し、以後武道館の責任において処理する。

(2) 武道館の臨時入室中の警備は武道館の責任において実施する。

9 異常事態発生時における処理

(1) 警報受信装置により警備対象物に異常が発生したことを感知したとき、緊急要員を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに事態の拡

大防止に当たる。

- (2) 警備対象物に到着した緊急要員は異常事態を確認後、監視センターへその状況を連絡し、必要に応じて関係者に通知する。
- (3) あらかじめ定められた責任者、又は緊急連絡者へ連絡する。

1 0 事故報告

事故発生の際は責任者、又は緊急連絡者へ速やかに電話、若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

1 1 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は武道館、及び指定管理者が相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取り扱い保管する。

1 2 警報装置等の費用負担

- (1) 警備に必要な機器は乙の負担において設置する。
- (2) 武道館に設置する警報装置については、指定管理者の負担において適宜、保守点検を行う。

1 3 緊急連絡者の指定

- (1) 武道館はあらかじめ緊急連絡者を指名し、その名簿を交付する。
- (2) 武道館は緊急連絡者を変更したときは遅延なく、その名簿を交付する。

1 4 警備状況報告

警備報告書を作成し、毎月警備状況を報告させる。

1 5 その他

警備の実施上、この計画書に定めのない事項について必要があるときは発注者、及び指定管理者が協議し、本書に付加条項文書を添付する。

エレベーター保守点検作業仕様書

鳥取県立武道館設置のエレベーターが常に安全最良の運転状態を維持するため、次のとおり必要な事項を定める。

機種名称 日本オーチス・エレベーター（株）製
ティアラ油圧エレベーター（56NL6789）
P 900kg 45m/min 1台
上記の機器の保全を図るため、下記の点検及び調査を行う。

1 遠隔監視

- (1) エレベーターの運転状況をモニタリング装置により、情報センターで監視する。
- (2) 情報センターでは受信専門技術員が1日につき24時間継続で監視する。
- (3) 遠隔監視通報メッセージの種類は、次のとする。
 - ①閉じ込め故障
 - ②起動不能
 - ③戸開閉不良
 - ④安全装置作動
 - ⑤電源異常
 - ⑥基準設定値頻度異常（着床不良、戸反転等）
 - ⑦その他警報（アラーム）
 - ⑧その他注意報（アラーム）

2 定期点検

3ヶ月に1回、運行データの分析を実施し、機械装置の点検、清掃、給油、調整を行う。

3 精密検査

年1回、機械装置の精密検査を実施する。

4 部品及び機器、取替、調整

- (1) 故障が発生した場合は、適切な処置を行うものとする。
- (2) 定期点検、遠隔点検及び収集データの分析に基づきエレベーターの機能維持に必要な機器、部品の取替・調整が発生した場合は、修理することとする。
- (3) 通常使用により生じた消耗部品のうち、次のものは点検作業で修理、取替、調整することとする。
 - ・ 制御盤内 …… 可動、固定コンタクト・ヒューズ類
 - ・ 油脂類 …… 点検用オイル（ギヤオイル及び油圧エレベーターの作動油交換は除きます。）・グリス
 - ・ ランプ …… 操作盤及び乗場ボタンランプ・階床表示ランプ
 - ・ その他 …… 点検ウエス・ビス・ナット類

鳥取県立武道館機械設備等保守点検業務仕様概要

(目的)

1. 鳥取県立武道館機械設備等保守点検業務（以下「本業務」という。）は、鳥取県立武道館（以下「武道館」という。）における、空気調和・換気設備機器、衛生設備機器、自動制御設備機器保守点検業務を主業務として、武道館の機械設備等の機能、予防保全及びその処置を行い、武道館の施設運営に必要な安全と施設財産の保護を目的に、武道館の設備の維持・保全業務を行う。

(関係法令)

2. 本業務は、別紙仕様細目によるほか、次の法令及び基準等に基づいて行うものとする。
 - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
 - (2) 水道法（昭和32年法律第177号）
 - (3) 消防法（昭和23年法律第186号）
 - (4) その他関係法令、基準等

(業務概要)

3. 本業務の概要は、次のとおりとする
 - (1) 対象
 - ア 所在地 米子市両三柳 3192-14
 - イ 対象物 鳥取県立武道館
 - (2) 施設規模
 - ア 建築 主道場 SRC造一部S造、弓道場 RC造一部S造
相撲場 RC造一部S・W造
 - イ 延べ床面積 9,095m²
 - (3) 業務実施期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日の毎年度ごと

(資料等の貸与)

4. 業務の実施に必要な資料・図面等を貸し出しすることができるが、この場合、借用書を提出させ、用務終了後、速やかに返還を求める。

(機密の保持)

5. 業務上知り得た内容全てについて他人に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

6. 本業務の遂行上、疑義が生じた場合は、その都度、鳥取県と指定管理者が協議し解決

を図るものとする。

(業務仕様の基準)

7. 本業務は、国土交通大臣官房長官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（令和5年度版）を基準とし、下記の業務内容に記入なき事項は準拠するものとする。

(機械設備等保守点検業務の細目)

8. 空調・換気・衛生設備機器保守点検業務

(1) 保守点検内容

- ア 吸収式冷温水発生機 年6回
- 冷却水系の吸収器及び凝縮器内のチューブ洗浄は、チューブの汚れ状況により各年度ごとに行うものとする。(ナ その他の項目による。)
- a 冷暖房開始時に行う保守点検調整
- ※冷暖房の切替作業
 - ※機器関係の点検、調整
 - ※燃焼系統の点検、調整
 - ※各インターロックテスト調整
 - ※各安全装置の点検、調整、抽気関係点検
 - ※各部の総合点検、調整
 - ※機器運転電流、電圧、絶縁の測定
- b 冷房及び暖房運転中に行う保守点検調整
- ※機器関係の点検、調整
 - ※燃焼系統の点検、調整
 - ※安全装置の点検、調整
 - ※運転ゲーターの測定
 - ※各部総合点検、調整
- c 運転休止中に行う点検作業
- ※抽気配管系統の点検
 - ※機器関係の点検
 - ※燃焼配管系の漏れ点検（ガス焚き）
 - ※高温再生機点検
- イ ガス焚き給湯用温水ボイラー 年1回
- ※c d s の汚れ状況の点検清掃及び燃焼状況の確認調整
 - ※フレーム電流測定によるバーナー運転調整及び風量調整（O₂測定）及び点検、

調整

- ※電装品及び電磁弁、安全弁等の点検調整、各安全装置の点検、調整
- ※各サーモスタットの作動点検調整及び温水コイル流量の確認調整
- ※熱交換器及び温水・給水配管系の水漏れ点検、エア抜き作業
- ※燃料配管系の漏れ点検調整
- ※運転電流、電圧、絶縁の測定

ウ 冷却塔

年 1 回

- ※冷却水系統の水抜、清掃、水張、ボールタップの水位調整
- ※冷却水槽内及びストレーナーの点検
(清掃については年 2 回)
- ※外観点検、充てん材の点検
- ※散水状況の点検及びVベルト、軸受ベアリングの注油点検、調整
- ※散水ポンプ・ファン及びモーターの作動、損傷、振動点検、調整
- ※散水ポンプのメカニカルシールの点検、2年に1回の交換
- ※機器運転電流、電圧、絶縁の測定
(以上については年 1 回)
- ※冷却水水質の悪化防止の為の防藻薬剤の投入、及び水質分析
冷却水散布水水質分析 3 回、レジオネラ菌検査 1 回を含む。
薬剤投入も業務内に含む。
補給水ブロー装置の点検。
(以上については適時)

エ 貯湯槽

年 1 回

- ※外観点検
- ※点検口による内部開放、清掃点検
- ※タンク廻りの給湯管系の水漏れ、外部廻りのバルブ、ポンプ廻りの点検調整
- ※据付ボルト、マンホール、組付ボルトの緩み点検及び増締め

オ 空気調和機器

年 1 回

- ※機器の外観点検
- ※送風機部の錆、異音等の点検調整
- ※プーリー、Vベルト、軸心の点検調整
- ※軸受ベアリングの点検、及びグリースアップ（無注油ベアリングの場合、稼働時間、摩耗程度により有償交換とする。）
- ※冷水・温水コイルの点検

※フィルターの点検・清掃及び交換(プレフィルターの清掃は年2回とする。但し、除塩フィルター等の洗浄不可能なフィルターについては、汚れ程度の目視、機器静圧等の判断にて3年に1回の交換とし、業務に含む。)

(ナ その他の項目による。)

※加湿器の点検調整、清掃、加湿水のブロー及び駆動部の作動確認、調整

※機器運転電流、電圧、絶縁の測定

※ドレンパン、エリミネーターの点検清掃

カ 空調ポンプ類 年2回

※基礎ボルト、取付ボルトの緩み点検及び増締め

※軸受部の異音、振動の点検及び温度上昇、圧力、能力劣化の点検

※カップリングゴムの摩耗度の点検、2年に1回の交換

※軸封部の漏水状況の点検

※運転圧力、電流、電圧、絶縁の測定

※外観点検

※グランドパッキンの年2回の交換

キ 送風機 年1回

※外観点検

※電流、電圧、絶縁の測定

※運転状況目視点検

※プーリー、Vベルト目視点検

ク 全熱交換器ユニット (空調全熱交換換気扇も含む) 年1回

※外観検査

※異音、振動の点検

※フィルター・エレメントの目づまり、破損の点検及び洗浄、清掃

注: (研修室 (2) (3)のみ年2回フィルター・エレメント清掃、その他は年1回フィルター・エレメント清掃)

ケ 空冷式パッケージエアコン (ガスエンジン式) 年1回

※外観点検

※フィルターの点検及び洗浄清掃 (吸込フィルターの洗浄) 1年に1回清掃

※冷媒、オイル漏れ等の点検 (軽微な冷媒補充含む)

※蒸発、凝縮器各コイル、圧縮機圧力、コイルファンの点検調整

- ※会議室系統室内機のファンベルトの点検、調整及び必要により交換
- ※二次側コントロール機器と電気配線の点検及び端子の増締め
- ※機器ドレンパン及び冷媒配管系統、ドレン配管の点検
- ※各部温度等の確認点検及び電流、電圧、絶縁の測定
- ※ガスエンジン式の場合、エンジン起動性、異常振動、騒音、オイル及び冷却水の漏れ点検、オイル及び点火プラグの定期交換の実施（年間運転時間 2,000Hr 以内）

- | | | |
|---|--|-------|
| コ | ファンコイルユニット | 年 2 回 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ※外観点検 ※フィルターの点検及び洗浄清掃（吸込フィルターの洗浄） ※配管系のバルブ、流量調整弁の点検調整及びエア抜き作業、水漏れ点検 ※機器ドレンパン及びドレン配管の点検 ※羽根車、ケーシング内面の汚れ状況の点検及び異音、振動等の確認点検 | |
| | 注：(研修室 (2) (3) のみ年 2 回フィルター清掃、その他は年 1 回フィルター清掃) | |
| サ | 給湯用受水槽（市水） | 年 1 回 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施工規則第 4 条第 1 項の規定による清掃、法律施行令第 2 条第 2 号イの規定による水質検査の実施及び受水槽廻り給水システムの確認点検 | |
| シ | 雑用水受水槽（井水）薬注装置 | 適 時 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ※井水の滅菌装置の点検、薬剤投与 ※水質分析（飲料水項目）（年 1 回） ※レジオネラ菌検査（年 1 回） | |
| ス | 雑用受水槽（井水） | 年 1 回 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ※清掃、点検 ※雑用受水槽内の配管の防錆点検も含む。 ※雑用水槽内の配管類の防錆状態の確認（年 1 回） ※井水バックアップ用市水ボールタップの作動確認（年 1 回） | |
| セ | 副受水槽（市水） | 年 1 回 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ※サの給湯用受水槽と同様 | |
| ソ | 給湯及び雑用水給水加圧ポンプユニット | 年 2 回 |

- ※基礎ボルト、取付ボルトの緩み点検及び増締め
- ※ポンプ軸受部の異音、振動の点検及び温度上昇、圧力等の点検
- ※軸封部の漏水状況の点検
- ※インバーター流量制御の確認点検（端末圧力制御機構の確認も含む）
- ※最低起動水圧の確認点検
- ※圧力タンク空気圧の点検
- ※シーケンサー制御機構の確認点検
- ※運転電流、圧力、電圧、絶縁の測定
- ※外観点検
- ※給湯用給水加圧ポンプユニットの凍結防止対策（冬季）

タ 給湯用ポンプ 年2回

- ※ポンプ軸受部の異音、振動の点検及び温度上昇、圧力等の点検
- ※軸封部の漏水状況の点検
- ※メカニカルシール、Oリングの点検、2年に1回の交換
- ※運転電流、圧力、電圧、絶縁の測定
- ※外観点検

チ 水中ポンプ（湧水・排水用ポンプ） 年2回

- ※外面の腐食状況、ケーブルの劣化等の外観点検
- ※ポンプ軸受部の異音、振動の点検及び圧力の点検
- ※フロート制御部の作動点検
- ※運転電流、電圧、絶縁の測定点検

ツ 井水ポンプ 年2回

- ※カのポンプ類点検項目と同内容とする。
- ※吸込みチャッキ弁の1年に1回の交換
- ※メカニカルシール、Oリング、ベアリングの2年に1回の交換
- ※凍結防止対策（冬季）

テ フィルターの清掃

a. 給気ファンの除塩フィルターユニット

- ・プレフィルター 1年に2回交換とする。
- ・除塩フィルター 1年に1回交換とする。

但し、熱源機械室系統、電気室系統は1年に2回交換とする。

b. 空気吸込口

・フィルター		1年に1回清掃	
応接室	K L #12×3000L		1箇所
自販機コーナー	H S 1000×250		1箇所
下足スペース	H S 1250×600		1箇所
エントランス	H S 1000×250		6箇所
倉庫(5)、(6)	H S 450×300		2箇所
倉庫(11)	H S 1000×250		4箇所
廊下(3)	H S 500×500		3箇所
〃	H S 1000×250		1箇所
廊下(5)	H S 975×170		2箇所
廊下(8)	K L #6×2000L		1箇所
倉庫(12)	H S 1200×1200		1箇所

注：(研修室(2)(3)のみ年2回フィルター清掃、その他は年1回フィルター清掃)

研修室(2)	H S 1000×400		2箇所
〃(3)	K L #12×2000L		1箇所

c. 防虫網の清掃

- ・空調機、給気ファン用吸込口の防虫網

1年に2回清掃

ト 噴水循環設備（修景池）

年1回

※循環ポンプ作動状態、電流値、絶縁抵抗点検

※フロート噴水ポンプ作動状態、電流値、絶縁抵抗点検

※噴水循環制御盤表示灯、ブレーカー、サーマル作動状態点検

※噴水ノズルの点検清掃

但し、修景池の水抜き、清掃、水張は別途とする。

また、噴水、循環ポンプの点検は、池の水抜き、清掃時に行うものとする。

ナ その他

※吸収式冷温水発生機の冷却水コイルのブラッシング洗浄

令和6年度 RA-1

令和7年度 RA-2-1

令和 8 年度 RA-2-2
令和 9 年度 RA-1
令和 10 年度 RA-2-1

以上のローテーションとする。但し、冷房オフ点検時に全ての冷温水発生機の冷却水コイルコイルの汚れの状況を確認するものとする。

※空気調和機器のフィルター清掃及び交換

令和 6 年度

プレフィルターの清掃 (年 2 回) ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2
ACU-2. ACU-3. ACU-5

令和 7 年度

プレフィルターの清掃 (年 2 回) ACU-2. ACU-3. ACU-5
プレフィルターの清掃 (年 1 回) ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2
プレフィルターの交換 (年 1 回) ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2
除塩フィルターの交換 (年 1 回) ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2

令和 8 年度

プレフィルターの清掃 (年 2 回) ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2
プレフィルターの清掃 (年 1 回) ACU-2. ACU-3. ACU-5
プレフィルターの交換 (年 1 回) ACU-2. ACU-3. ACU-5
除塩フィルターの交換 (年 1 回) ACU-2. ACU-3. ACU-5

令和 9 年度

プレフィルターの清掃 (年 2 回) ACU-2. ACU-3. ACU-5
ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2

令和 10 年度

プレフィルターの清掃 (年 2 回) ACU-2. ACU-3. ACU-5
プレフィルターの清掃 (年 1 回) ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2
プレフィルターの交換 (年 1 回) ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2
除塩フィルターの交換 (年 1 回) ACU-1. ACU-4-1. ACU-4-2

以上のローテーションとする。但し、大会等の使用状況によりフィルターの汚れ程度を目視、機器静圧等の判断により、打合せの上、適切にフィルターの清掃・交換順序を変更するものとする。

※冷温水配管の防錆剤投与、水質分析

(防錆剤投与は年 2 回、冷房運転切替時及び暖房運転切替時に行う。水質分析は年 6 回行う。但し、水質の状態により水質分析を追加するものとする。)

(2) 設備内容

ア 吸収式冷温水発生機

ガス焚仕様 冷房能力 210USRT 、加熱能力 607,200kcal/H 1 基
ガス焚仕様 冷房能力 120USRT 、加熱能力 379,500kcal/H 2 基

イ 給湯用温水ボイラー

ガス焚仕様 給湯能力 300,000Kcal/H 1 基

ウ 冷却塔

密閉型 冷却能力 350RT 型 送風機、散水ポンプ付 1 基
密閉型 冷却能力 175RT 型 送風機、散水ポンプ付 2 基

エ 空気調和機器

a 空調機

冷房能力 92,600Kcal、暖房能力 49,400Kcal SA ファン 11KW 1 基
(冷温水コイル仕様)
水スプレー加湿器、ソルトフィルター組込型 (FY-25UAV)

b 空調機

冷房能力 317,000Kcal、暖房能力 250,300Kcal SA ファン 37KW 1 基
(冷温水コイル仕様)
RA ファン 30KW、水スプレー加湿器、ソルトフィルター組込型 (FY-115UAR-T)

c 空調機

冷房能力 349,700Kcal、暖房能力 307,700Kcal SA ファン 18.5KW 1 基
(冷温水コイル仕様)
RA ファン 15KW、水スプレー加湿器、ソルトフィルター組込型 (FY-70UAR-T)

d 空調機

冷房能力 102,600Kcal、暖房能力 77,700Kcal SA ファン 11KW 2 基
(冷温水コイル仕様)
水スプレー加湿器、ソルトフィルター組込型 (FY-40UAH)

e 空調機

冷房能力 79,400Kcal、暖房能力 74,400Kcal SA ファン 7.5KW 1基
(冷温水コイル仕様)

RA ファン 3.7KW、気化式加湿器、ソルトフィルター組込型 (FY-20UTX-R)

オ ポンプ類

冷却水ポンプ 125A×100A×18.5KW 1台、100A×80A×11KW 2台
冷温水ポンプ 100A×80A×22KW 1台、80A×65A×15KW 2台

カ 送風機及び全熱交換ユニット

a 給排気送風機

片吸込シロッコファン スプリング防振型 2台
軸流ファン 直動型 0.15KW～1.6KW 8台
ベルト駆動型 1.5KW～3.7KW 4台

b 全熱交換換気扇 天井埋込型 415W～109W 15台

キ ファンコイルユニット

天井埋込ダクト 高静圧700型 9台 天井埋込ダクト 800型 21台
天井カセット 800型 12台 天井カセット 600型 2台
床置埋込 600型 8台

ク ガスエンジン式マルチパッケージエアコン

a ヒートポンプマルチ型 ガスエンジン定格9.5KW 天井埋込型室内機共 2組
b " " 15.0KW 1組

ケ 除塩フィルターユニット プレフィルター付除塩フィルター 4基

コ 給湯用受水槽 (市水) FRPサンドイッチパネル 3.0m³ 1基

サ 雑用水受水槽 (井水) 薬注装置 1基

シ 雑用水受水槽 (井水) 地下式RC製 60.0m³ 1基

ス 副受水槽 (市水) FRPサンドイッチパネル 1.0m³ 1基

セ	給湯用及び雑用水給水加圧ポンプユニット		
	インバーター方式	3.7KW × 2台	2台並列、推定端末制御方式
	”	1.1KW × 2台	”、”
			1基
			1基
ソ	給湯用ポンプ	L P型	25A×0.25KW 以下
			2台
タ	水中ポンプ	雑排水ポンプ (ボルテックス型)	50A×0.75KW
			6台
チ	貯湯槽	SUS444 製	4, 0 0 0 L
			1基
ツ	井水ポンプ	自給式	40A×1.5KW
			1台
テ	噴水・循環設備	循環ポンプ (修景池)	1台
		噴水ポンプ	3台
		制御盤	1面

9. 中央監視盤及び自動制御設備保守点検業務

(1) 保守点検内容

ア	中央監視盤	年1回
	※各ユニット組付、端子増締及びコネクターのチェック	
	※各電源電圧のチェック	
	※電送信号の確認	
	※各データファイル等の状況チェック	
	※メモリーダンプ及び各コントロールカードのクリーンアップ	
	※スイッチング、トランスミッション、パワーサプライのチェック	
	※バンクアップ、バッテリーチェック	
	※テンキー及びファンクションキーの確認	
	※インターホン機能の確認	
	※各ロギング状態の確認及び入出力チェック	
	※P R T本体の印字状態のチェック	
	※L O G機能チェック	
	※C R T表示の確認	
	※デジタルポイント起動及び停止の確認	

- ※積算ポイント及びアナログポイントの確認、校正
- ※UPS電源の電源、電圧チェック
- ※セントラルシステムとローカルシステムの整合性の確認
- ※管理ポイント162点の確認(発停と状態点の点検は削除とし、故障の場合のみ点検を行う。)

イ 自動制御機器

年1回

- ※端子増締め及び各電源電圧のチェック
- ※内部電気及び機械的作動の駆動信号に対する円滑性の点検調整
- ※アクシヨネーターモーター及びストロークのチェック
- ※模擬入力による出力信号の確認
- ※調節器と操作器の連動確認
- ※標準抵抗入力による誤差及び電気回路、作動隙間の点検
- ※ポテンションメーター及びワイパーの点検、調整
- ※調節器のスイッチングと制御対象とのループ点検調整
- ※各盤の点検、内部清掃及び端子増締め、各回路の絶縁測定
- ※各盤のランプ切れ等の点検、球の取替
- ※デジタル指示調節器の比例帯の夏・冬の点検、調整
- ※各種警報表示回路の現場ダミー入力による現場と監視盤との確認チェック

(2) 設備内容

ア 中央監視盤

中央監視盤(M・PRT×1,L・PRT×1,CDGP×44,SCM×1) 1面、UPS 1基

イ 自動制御機器

熱源廻り制御 1組、冷却塔制御 3組

空調機制御(1) 1組、空調機制御(2) 1組、空調機制御(3) 2組

空調機制御(4)、(5) 3組

パッケージ制御(1) 1組、パッケージ制御(2) 1組

FCU制御(1)、(2)、(3)、(4) 21組

貯湯槽制御 1組、エアーワッシャー制御 1組

ファン発停制御 3組、凍結防止制御 1組

(その他共通事項)

10. 次に掲げる内容は、本委託業務の共通内容事項とする。

- (1) 機器及び設備システムの稼働状態の点検及び燃料消費量、消費電力等のエネルギー使用量の低減のための助言及び指導
- (2) 設備の維持管理に係る改善・改造等に伴う助言及び指導
- (3) 機器の異常及び警報発生の際の緊急時の臨時点検費用
- (4) 各設備機器間の総合調整(冷暖房切替時の試運転調整)
- (5) 受変電設備、自家発電設備、消火設備、スプリンクラー消火設備、火災報知設備、ガス漏れ警報設備、警備保障設備との連絡調整

11. 保守点検外の別途見積事項の内容

- (1) 契約項目外の保守点検業務及び契約対象外の機器及び設備の故障の修理に要する費用。
- (2) 耐久度を過ぎた部品及び破損、もしくは不良部品、取替費。但し、保守点検時の不注意による破損部品代及び工事費を除く。
- (3) 配管系統、配線系統の取替、材料費、補修費、保温復旧費。
- (4) 取扱い不良、或いは天災、火災、人災等により生じた故障の修理に要する一切の交換部品及び工費。
- (5) 冷却水、冷温水管の薬品洗浄、機器のオーバーホール費用及び薬品代。
- (6) 補修及び修理に際しての部品及び取替作業費は、その都度の打合せとする。
- (7) 塩害により生じた機器及び設備の故障の修理に要する一切の交換部品及び工費。
- (8) 受変電設備、自家発電設備、消火設備、スプリンクラー消火設備、火災報知設備、ガス漏れ警報設備、警備保障設備により生じた故障の修理に要する一切の交換部品及び工費。
- (9) 保守点検作業に伴う水、電気、ガス、油等は無償支給とするものとする。

自動扉点検仕様書

1 設置場所

設置場所	形式	台数
事務室横入口 (風除室外側)	引分型自動扉 (天井取付型センサー、補助光線付)	1台
事務室横入口 (風除室内側)	引分型自動扉 (天井取付型センサー、補助光線付)	1台
道場入口 (風除室外側)	引分型自動扉 (天井取付型センサー、補助光線付)	1台
道場入口 (風除室内側)	引分型自動扉 (天井取付型センサー、補助光線付)	1台
2階会議室・ 研修室入口	引分型自動扉 (天井取付型センサー、補助光線付)	1台

2 業務内容

- (1) 自動扉の点検は、年4回(6月・9月・12月・3月)とする
- (2) 故障、事故が生じたときは、速やかに技術員を派遣し、修理・復旧に対処するものとする。
- (3) 点検中又は点検終了後において、設備に不良及び不備が判明したときは双方協議のうえ速やかに改修を行うものとする。
- (4) 点検は、関係法令及び技術基準に基づいて行うものとする。
- (5) 消耗した補助材料(部品)は無償で交換するものとする。ただし、本体・制御器・起動スイッチその他一部の部品を除く。
- (6) 自動扉のガラス部分等の清掃作業。

不燃物・可燃物回収業務仕様書

1 処理場所

米子市両三柳3 1 9 2 - 1 4 鳥取県立武道館

2 委託業務の内容

(1) 可燃物

実施方法	日曜日・祭日を除く週2回収集
処理対象物	鳥取県立武道館より搬出された可燃物ごみ

(2) 不燃物

実施方法	日曜日・祭日を除く2週間に1回
処理対象物	鳥取県立武道館より搬出された不燃物ごみ

3 注意事項

- (1) 施設業務に支障にならないように、委託業務を処理すること。
- (2) 施設等の汚損・破損しないように、委託業務を処理すること。
- (3) 委託業務の処理後、直ちに周囲を清掃し現状に復すること。